ねやがわ

寝屋川市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度 ~ 平成 31 年度

子どもの笑顔を育むまちねやがわ







平成 27 年 3 月



はじめに

本市では、平成 17 年3月に「寝屋川市こどもプラン」を策定し、市民の皆様が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、少子化や核家族化の進展をはじめ、共働き家庭の増加などにより、依然として子育てに対する不安感や負担の増大、待機児童問題など、子育てに関する様々な課題があります。



このような中、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定され、本市におきましても、子ども・子育て支援の計画的な推進と充実を図るため、「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度から平成31年度)を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、妊娠期から途切れのない支援を行い、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備するとともに、地域、家庭、学校等と積極的に連携を図り、地域全体で子育てを支える場の充実にも取り組み、誰もが子育てに喜びを感じ、子どもの笑顔があふれるまちづくりを進めてまいる所存でございますので、皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました寝屋川市子 ども・子育て会議委員の皆様方並びに、ニーズ調査をはじめ、子育て支援に関す るヒアリング調査やアンケートにご協力いただきました多くの市民・団体の皆様 方に心より厚くお礼申し上げます。

平成27年3月 寝屋川市長 馬場 好弘

目 次

第1章	計画の策定にあたって
1 2 3 4	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	子どもと子育て家庭を取り巻く状況
1 2 3 4	社会的な状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	計画の基本的な考え方
第 3章 1 2 3	計画の基本的な考え方 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
1	教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
2	量の見込み算出の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
3	教育・保育の量の見込みと確保方策・・・・・・・・・・・ 53
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・・・・・・・ 63
第6章	計画の推進
1	市民及び関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・83
2	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「少子化社会対策基本法」(平成15年)等に基づき、子ども・子育て支援について総合的な施策が講じられてきました。平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、地方公共団体や事業主に行動計画の策定を義務づけることにより、次世代育成支援対策の推進が図られました。

そして、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律



は、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実等を目指すもので、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に提供するため、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子ども及び子どもを養育している人を対象として、妊娠・出産期から子どもが学童期に至るまで、必要な支援を途切れなく実施することにより、ひとりひとりの子どもが健やかに成長することができる環境の整備を目的として、計画を策定しました。

【 子ども・子育て関連3法 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法の一部改正法)
- 3 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に 関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法 の一部改正等関係法律の整備法)

2 計画の位置づけ

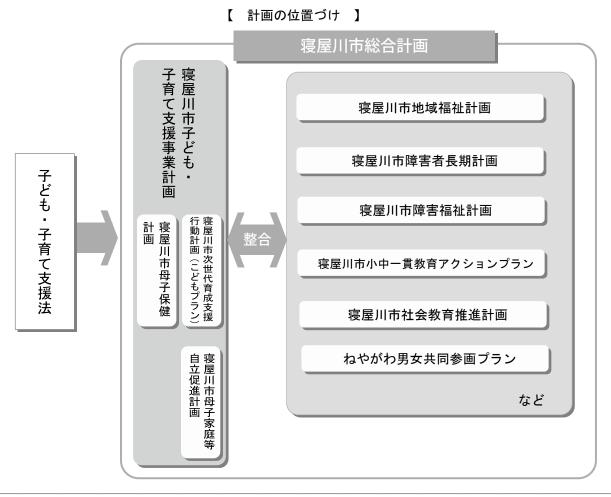
子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼稚園、保育所、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度から 10 年間にわたって進めてきた「寝屋川市こどもプラン」の取組を継承しながら、子どもと子育てに関する施策を体系化します。

子どもと子育てに関する施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、この計画は、「寝屋川市総合計画」を踏まえ、「寝屋川市地域福祉計画」、「寝屋川市障害者長期計画」、「寝屋川市障害福祉計画」、「寝屋川市小中一貫教育アクションプラン」、「寝屋川市社会教育推進計画」、「ねやがわ男女共同参画プラン」等の関連計画との整合を図っています。

また、この計画は「寝屋川市次世代育成支援行動計画(こどもプラン)」、「寝屋川市母子保健計画」、「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」の内容を含みます。



2

3 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を計画期間とします。

【 計画期間 】

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
			'	
		ı	ı	

4 計画策定体制と経過

子育て中の市民のニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童及び小学校 1~3年生がいる世帯を対象とした「寝屋川市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」や、幼稚園児の保護者、妊産婦を対象としたアンケート調査を実施しました。また、市内で活動する子育て支援団体等にヒアリング調査を行い、子育てを支援する側からみた、子育て家庭の状況や必要とされている支援について、意見を頂きました。

(2)「寝屋川市子ども・子育て会議」の設置 ●●●●●●●●●●●●

この計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、公募市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する人等で構成する「寝屋川市子ども・子育て会議」を設置し、子ども及び子育て家庭への支援について、多角的に議論していただきました。

(3) パブリック・コメント手続の実施 •••••••••••

この計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

社会的な状況

(1) 少子化の進行。

① 人口の推移

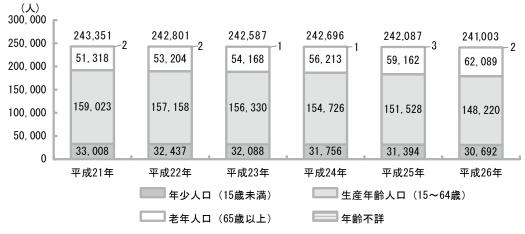
本市の人口の推移をみると、平成21 年の243,351人以降徐々に減少傾向が みられ、平成 26 年には 241,003 人と なっています。

年齢を年少人口(15歳未満)、生産年 齢人□(15~64歳)、老年人□(65歳 以上)の3区分に分けてみると、年少人 口(15歳未満)は減少しており、平成 26年には30,692人となっています。 一方、老年人口(65歳以上)は増加し ており、平成 26 年には 62,089 人とな っています。

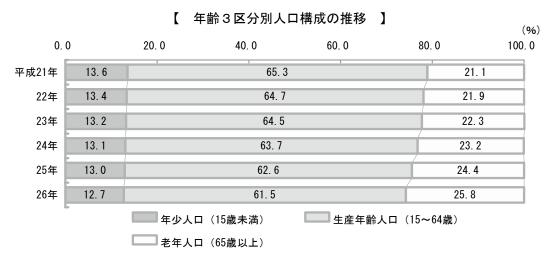


年齢3区分別人口構成の推移(次ページ)をみても、年少人口(15歳未満)は平 成 21 年では全体の 13.6%でしたが、平成 26 年には 12.7%に減少しています。 それに対し、老年人口(65歳以上)は平成21年では全体の21.1%でしたが、平 成26年には25.8%となり、少子高齢化が進行しています。

【 年齢3区分別の人口の推移 】



資料:住民基本台帳及び外国人登録人口(各年4月1日現在)

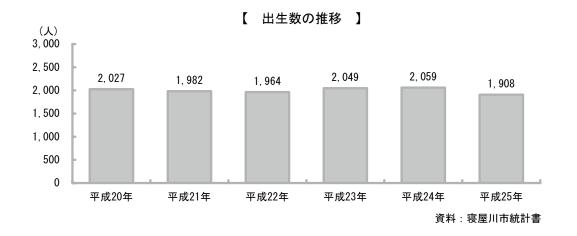


資料:住民基本台帳及び外国人登録人口(各年4月1日現在)

② 出生の動向

ア 出生数の推移

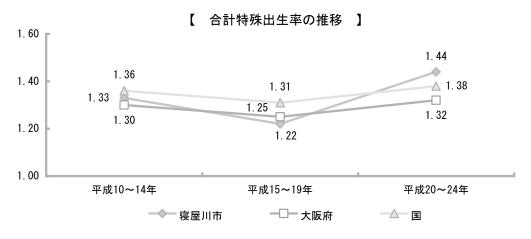
本市の出生数は、平成 20 年以降、2,000 人前後で推移していましたが、 平成 25 年は前年に比べて約 150 人減少し、1,908 人となっています。



イ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む子どもの平均の数) をみると、平成 15~19 年は 1.22 まで減少するものの、その後、平成 20 ~24 年には 1.44 に増加しています。

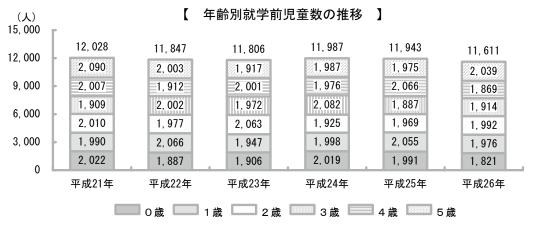
また、大阪府及び全国の平均と比較すると、平成 15~19 年では大阪府、 国より下回っていましたが、平成 20~24 年は、本市が大阪府、国を上回っ ています。



資料:人口動態保健所・市区町村別統計(人口動態統計特殊報告)

③ 年齢別就学前児童数の推移

本市の年齢別就学前児童数の推移をみると、平成24年に一度増加に転じるものの、全体的には減少傾向で、平成21年から平成26年の5年間で約400人減少しています。

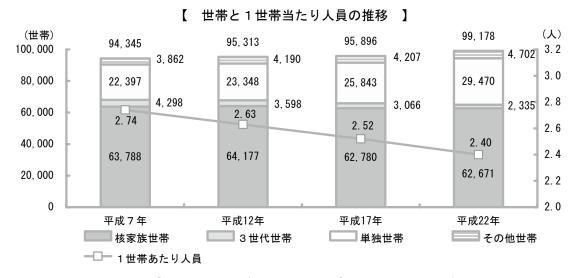


資料:住民基本台帳及び外国人登録人口(各年4月1日現在)

① 世帯と1世帯当たり人員の推移

本市の世帯は増加傾向にあり、平成7年に比べて平成22年は約4,800世帯増加しています。しかし、内訳をみると、単独世帯は急速に増えているものの、核家族世帯、3世代世帯は減少しています。特に、3世代世帯は、平成7年からの15年間で半数近くまで減少しています。

また、単独世帯の増加に伴い、1世帯あたりの人数も減少しています。

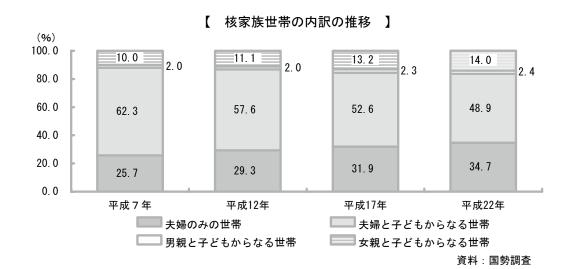


※3世代世帯は、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族からなる世帯」の合計としています。

資料:国勢調査

② 核家族世帯の内訳の推移

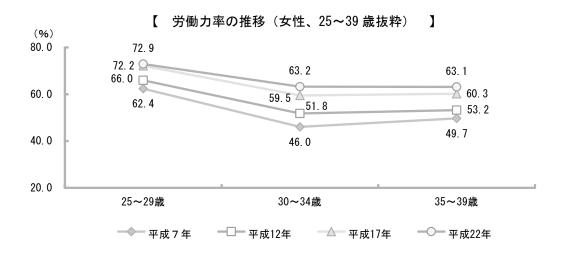
本市の核家族世帯の内訳の推移をみると、夫婦のみの世帯の割合が高くなっており、夫婦と子どもからなる世帯は減少しています。



8

① 女性の労働力率の推移

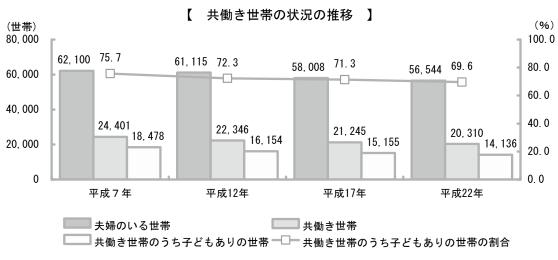
本市の女性の労働力率は年々増加しており、特に30~34歳では、平成7年の46.0%に対し、平成22年では63.2%となっています。



資料:国勢調査

② 共働き世帯の状況の推移

本市の共働き世帯の状況の推移をみると、平成7年の24,401 世帯以降減少し、平成22年では20,310世帯となっています。共働き世帯のうち子どもありの世帯の割合も、平成7年の75.7%(18,478世帯)以降減少しており、平成22年で69.6%(14,136世帯)となっています。



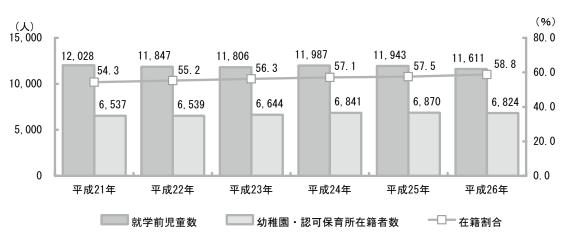
資料:国勢調査

2 教育・保育の状況

① 就学前児童数と教育・保育施設の在籍者数の推移

本市の就学前児童数と幼稚園・認可保育所・認定こども園の在籍者数の推移をみると、平成21年の6,537人以降増加傾向がみられ、平成26年では6,824人となっています。在籍割合も年々増加しています。

【 就学前児童数と教育・保育施設の在籍者数の推移 】



※平成26年の数値には認定こども園在籍者を含みます。

資料:こども室・学務課 認可保育所 各年4月1日現在 幼稚園 各年5月1日現在

② 幼稚園等の状況

ア 幼稚園等の定員数と在籍者数の推移

本市の幼稚園等の定員数と在籍者数の推移をみると、定員数は平成 21 年の 4,465 人以降減少傾向となっており、平成 26 年で 4,255 人となっているものの、幼稚園の在籍割合は、65%前後で推移しています。

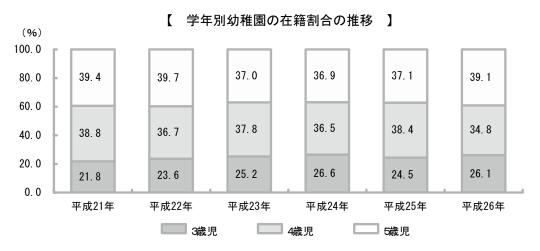
【 幼稚園の定員数と在籍者数の推移 】 (人) 5,000 (%) 80.0 4, 465 4, 185 68. 0 4, 290 65, 1 4. 255 4, 220 65. 6 66. 7 4, 255 63. 7 64.0 4,000 60.0 2, 844 2, 840 2,843 2. 767 2.724 2, 791 3,000 40.0 2,000 20.0 1.000 0.0 0 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 定員数 幼稚園在籍者数 ── 在籍割合

資料:学務課(各年5月1日現在)

イ 学年別幼稚園等の在籍割合の推移

本市の学年別幼稚園等の在籍割合の推移をみると、各学年の割合はほぼ横ばいとなっています。

※平成26年の数値には認定こども園在籍者(幼稚園部分)を含みます。



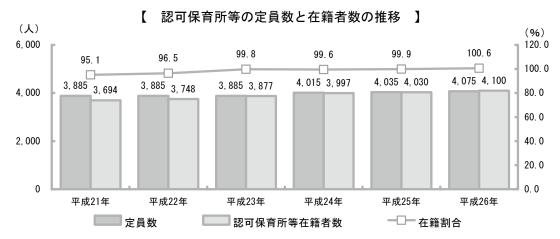
※平成26年の数値には認定こども園在籍者(幼稚園部分)を含みます。

資料:学務課(各年5月1日現在)

③ 認可保育所等の状況

ア 認可保育所等の定員数と在籍者数の推移

本市の認可保育所等の在籍者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成 26年の定員数に対する在籍割合は 100.6%となっています。

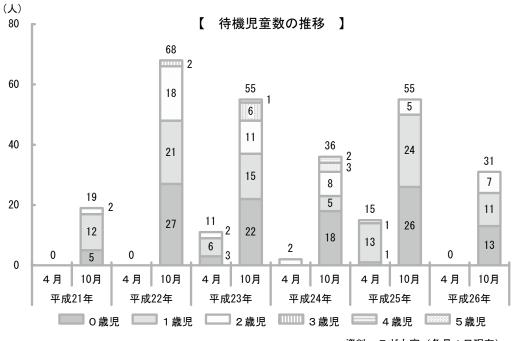


※平成26年の数値には認定こども園(保育所部分)の在籍者を含みます。

資料:こども室(各年4月1日現在)

イ 待機児童数の推移

本市の待機児童数は、毎年4月時点で減少し、0~2歳児を中心に、年度途中に増加していきます。平成23年から平成25年にかけては、4月時点でも待機児童が発生していますが、平成26年は0になりました。10月時点の待機児童数は、平成22年をピークに、平成24年までは減少していましたが、平成25年は増加しています。



資料:こども室(各月1日現在)

(2) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)の現状●●●●●●●●

① 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)の学年別入会児童数の状況 本市の放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)では、原則1~3年生を対象 に受入れを行っています。入会児童数は、学年が上がるにつれ減少しています。

【 学年別入会児童数の状況(平成26年5月1日現在) 】

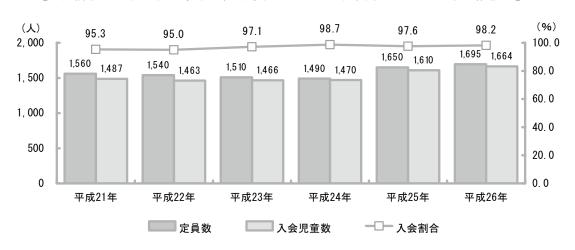
							(人)
学 年	1 年生	2年生	3年生	1~3年生 合 計	4~6年生 合 計	入 会 児童数	定員数
合 計	647	568	386	1, 601	63	1, 664	1, 695

※定員数に達していないところでは、4年生以上も受け入れています。

資料:社会教育課

② 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)の定員数と入会児童数の推移本市の定員数と入会児童数の推移をみると、定員数を増やした平成25年度以降も、入会児童数の定員に対する割合はほぼ100%となっています。

【 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)の定員数と入会児童数の推移 】



資料:社会教育課(各年5月1日現在)

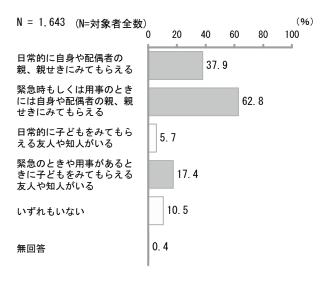
3 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の結果

(1) 子どもとその家族の状況について ••••••••••••

① 子どもをみてもらえる親族・知人(複数回答)

「緊急時もしくは用事のときには自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が62.8%と最も高く、次いで「日常的に自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が37.9%、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」の割合が17.4%となっています。

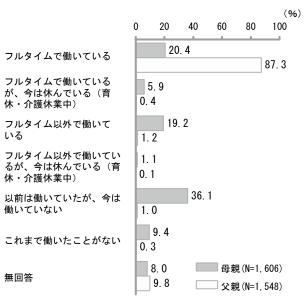
【就学前児がいる世帯】



② 母親と父親の就労状況

母親については、「以前は働いていたが、今は働いていたが、今は働いていない」の割合が36.1%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が20.4%、「フルタイム 以外で働いている」の割合が19.2%となっています。 父親については、「フルタイムで働いている」の割合が87.3%と最も高くなっています。

【就学前児童がいる世帯】



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ● ● ● ● ● ● ● ●

① 平日に利用している教育・保育事業 (複数回答)

幼稚園や保育所等を定期的に利用している人のうち、「認可保育所」の割合が51.4%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間だけ利用している)」の割合が37.7%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合が6.2%となっています。

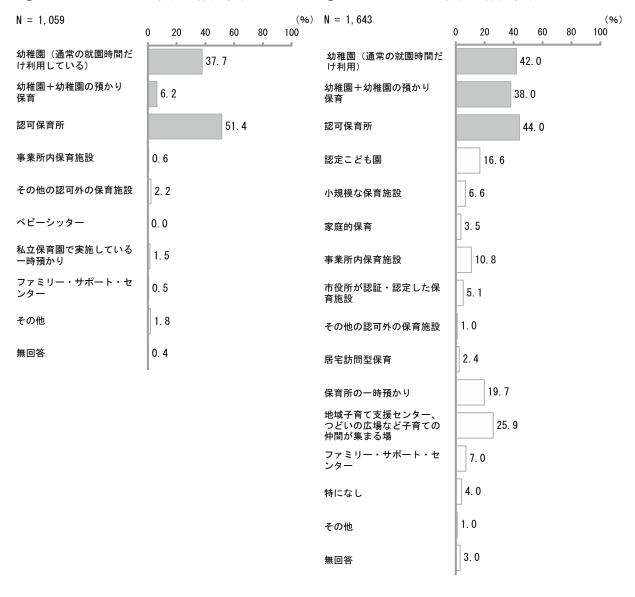
② 平日に利用したい教育・保育事業(複数回答)

現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認可保育所」の割合が 44.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 42.0%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合が 38.0%となっています。

【就学前児童がいる世帯】

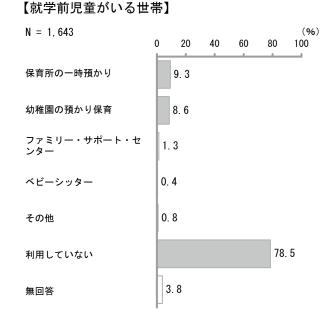
①平日に利用している教育・保育事業

②平日に利用したい教育・保育事業



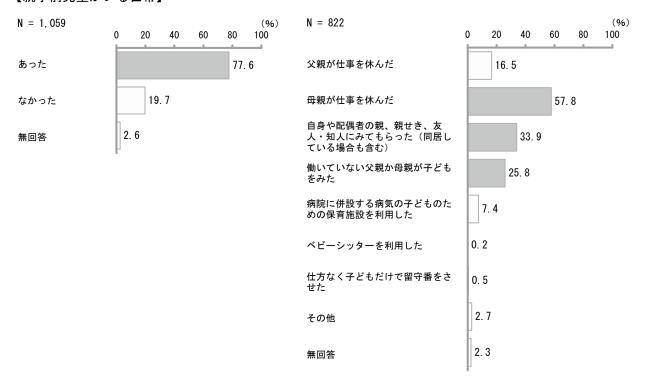
- (3) 一時預かり事業等の利用状況について ● ● ● ● ● ● ●
 - ① 不定期な一時預かり事業等の利用状況(複数回答)

日中の定期的な教育・保育以外に、私用、保護者の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業については、「利用していない」の割合が78.5%と最も高く、次いで「保育所の一時預かり」の割合が9.3%、「幼稚園の預かり保育」の割合が8.6%となっています。



② 直近の1年間に子どもの病気等で幼稚園や保育所の通常の事業が利用できなかったことの有無とその主な対処方法(複数回答)

【就学前児童がいる世帯】



直近1年間に、子どもが病気やけがで幼稚園や保育所等の通常の事業が利用できなかったことが「あった」家庭が全体で77.6%となっています。

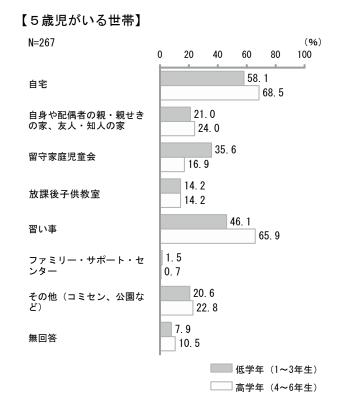
対処方法としては、「母親が仕事を休んだ」の割合が57.8%と最も高く、次いで「自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった(同居している場合も含む)」の割合が33.9%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」の割合が25.8%となっています。

(4) 小学校就学後における放課後の過ごし方について ● ● ● ● ● ● ● ● ●

保護者が希望する子どもが小学校に就学してからの放課後の過ごし方(複数回答)

子どもが小学校に就学してからの放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年(1~3年生)の間は、「自宅」の割合が58.1%と最も高く、次いで「習い事」の割合が46.1%、「留守家庭児童会」の割合が35.6%となっています。

高学年(4~6年生)の間は、「自宅」の割合が68.5%と最も高く、次いで「習い事」の割合が65.9%、「自身や配偶者の親・親せきの家、友人・知人の家」の割合が24.0%となっています。

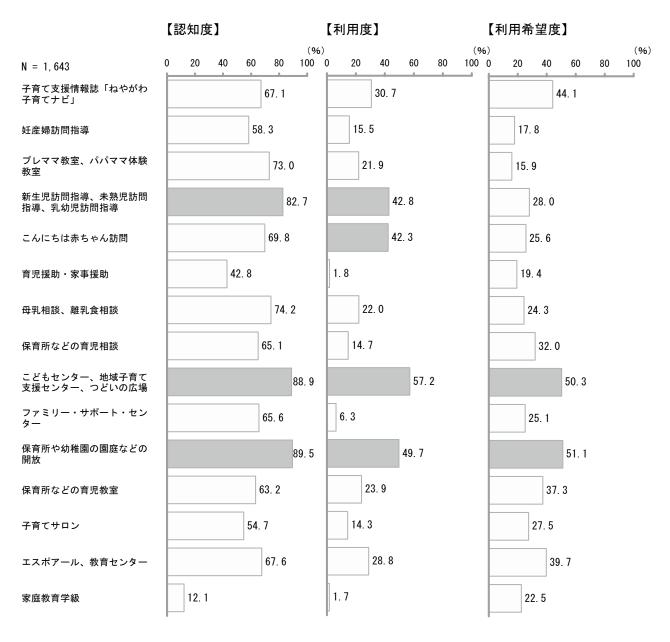


(5) 子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望度 ● ● ● ● ● ● ● ● ●

子育て支援事業については、「新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼児訪問指導」、「こどもセンター、地域子育て支援センター、つどいの広場」、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」を「知っている」と答えた人が8割を超えています。

利用したことがある人は、「新生児訪問指導、未熟児訪問指導、乳幼児訪問指導」、「こんにちは赤ちゃん訪問」、「こどもセンター、地域子育て支援センター、つどいの広場」、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」で、4割を超えています。

今後の利用希望については、「こどもセンター、地域子育て支援センター、つどい の広場」、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」で、約5割となっています。

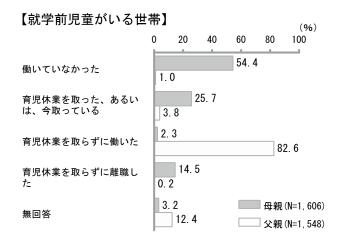


(6) 育児休業等職場の両立支援制度について ●●●●●●●●●●●●

① 育児休業の取得状況と取得期間

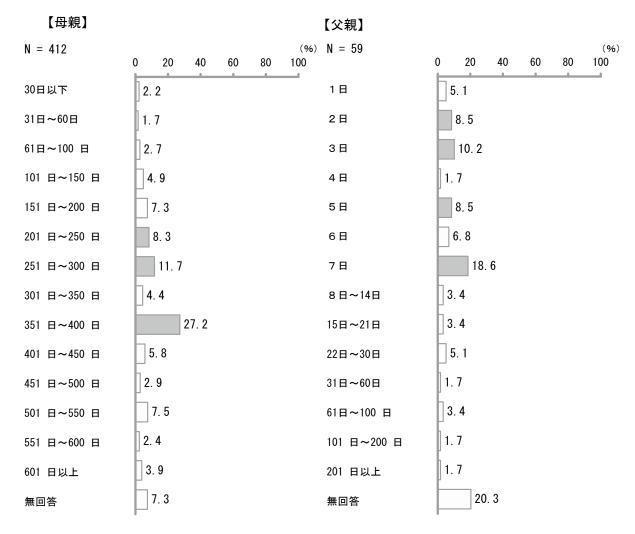
ア 育児休業の取得状況

「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と答えた人は、母親が25.7%、父親は3.8%となっています。



イ 育児休業の取得日数

【就学前児童がいる世帯】



育児休業の取得日数は、母親については、「351日~400日」の割合が27.2% と最も高く、次いで「251日~300日」の割合が11.7%、「201日~250日」の割合が8.3%となっています。

父親については、「7日」の割合が 18.6%と最も高く、次いで「3日」の割合が 10.2%、「2日」「5日」の割合が 8.5%となっています。

② 育児休業を取らずに働いた(取得していない)理由(複数回答)

育児休業を取らずに働いた(取得していない)理由は、母親では、「仕事が忙しかった」の割合が24.3%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が16.2%となっています。

父親では、「配偶者が無職である、自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が 29.9%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が 28.5%となっています。

【就学前児童がいる世帯】

(件・%)

		(14 • %)
	母親	父親
件数	37	1, 279
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	8. 1	24. 8
仕事が忙しかった	24. 3	28. 5
出産後すぐに仕事に復帰したかった	5. 4	0. 1
仕事に戻るのが難しそうだった	2. 7	4. 1
昇給・昇格などが遅れそうだった	0	4. 9
収入減となり、経済的に苦しくなる	16. 2	24. 3
保育所などに預けることができた	10. 8	0. 9
配偶者が育児休業制度を利用した	0	15. 4
配偶者が無職である、自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	5. 4	29. 9
子育てや家事に専念するため	2. 7	0. 1
職場に育児休業の制度がなかった	10.8	14. 1
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	5. 4	0. 2
育児休業を取れることを知らなかった	0	1. 9
産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らなかった	0	0.8
その他	21.6	3. 3
無回答	35. 1	26. 7

③ 1日あたりの子どもと過ごす平均時間

1日あたりの子どもと過ごす平均時間は、母親で、平日が14.8時間、休日が20.5時間、父親では、平日が3.8時間、休日が16.4時間となっています。

【就学前児童がいる世帯】

-	П±	88	ľ
(n a	П	

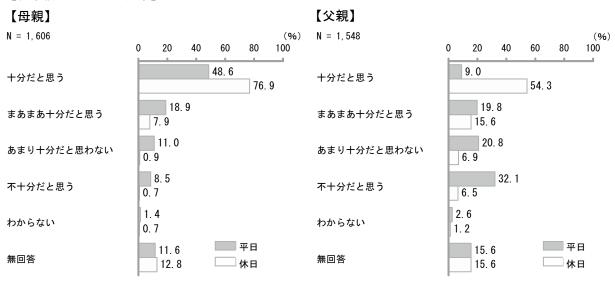
全	体	母	親	父	親
平日	休日	平日	休日	平日	休日
9. 5	18. 5	14. 8	20. 5	3. 8	16. 4

④ 子どもと一緒に過ごす時間は十分だと思うか

母親、父親とも、休日については、「十分だと思う」の割合が最も高く(母親76.9%、 父親54.3%)、次いで「まあまあ十分だと思う」となっています(母親7.9%、父親15.6%)。

一方、平日については、母親は「十分だと思う」の割合が最も高く(48.6%)、次いで「まあまあ十分だと思う」(18.9%)と感じているのに対し、父親は「不十分だと思う」(32.1%)、「あまり十分だと思わない」(20.8%)の割合が高くなっています。

【就学前児童がいる世帯】



4 「寝屋川市こどもプラン」の進捗状況及び今後の課題

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「寝屋川市こどもプラン」(前期行動計画:平成17年度~平成21年度、後期行動計画:平成22年度~平成26年度)を策定し、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つ環境の整備に取り組んできました。これまでの取組の進捗状況及びニーズ調査等の結果を踏まえ、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く課題を整理しました。

「寝屋川市こどもプラン後期行動計画」において設定した目標事業量については、当初の目標値を上回る形で施設の整備等を進めました。

	平成 21 年度実績	当初目標事業量 (平成 26 年度)	平成 26 年度 実績見込み
保育 ※通常 11 時間内の開所時間で行う保育	41 か所 定員 3, 885 人	41 か所 定員 3, 855 人	42 か所 定員 4, 075 人
特定保育事業	6 か所	6か所	7 か所
延長保育事業	41 か所	41 か所	42 か所
夜間保育事業	1 か所	1 か所	1 か所
休日保育事業	1 か所	2 か所	2 か所
一時預かり事業 ※保育所で実施しているもの	6か所	8 か所	8か所
子育て短期支援事業(ショートステイ)	4 か所	4 か所	4 か所
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	4か所	4 か所	4 か所
病児保育事業(病児対応型)	2 か所	2 か所	2 か所
病児保育事業(体調不良児対応型) ※保育中に体調不良となった子どもを保育所内 で一時的に預かる事業	7 か所	12 か所	13 か所
ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所	1 か所
放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)	24 か所 定員 1, 560 人	24 か所 定員 1, 560 人	24 か所 定員 1, 695 人
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター、つどいの広場)	6 か所	8 か所	12 か所

① 教育・保育の充実

ア 保育の拡充

本市ではこれまで、「寝屋川市こどもプラン」策定時に設定した目標事業量を上回る形で、保育所等施設の整備、定員の見直し等を行ってきましたが、依然として保育所の利用ニーズは高く、地域によっては、年度途中に待機児童が発生することもあります。また、幼稚園においても預かり保育の利用者が増加しており、ニーズ調査の結果でも、利用希望が高くなっています。

保育を必要とする子どもたちに等しく育ちの場を提供できるよう、地域の実情や保護者の就労状況に応じた受入体制の整備が必要です。

イ 小学校入学後への接続

近年、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)の終了時刻が保育所に比べて早いことから、子どもの小学校入学後に保護者が退職に追い込まれる「小1の壁」、入学後の環境の変化になじめない新1年生が集団行動や授業を落ち着いて受けることができないなどの「小1プロブレム」等、幼児期から学童期にかけての連続した教育・保育のあり方が、全国的に問題となっています。

本市の放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)は、毎年入会児童数がほぼ定員に達しており、今後も高い利用ニーズが見込まれることから、対象児童の拡充や 開所時間の延長等、運営のあり方を見直し、子どもたちが入学後も安全・安心に過ごせる場所を確保することが重要です。

あわせて、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を強化し、子どもたちの成長を継続して支える体制づくりが必要です。

② 子育て家庭を支える地域づくり

本市では、全中学校区に地域子育て支援拠点を設置するなど、子育て家庭を対象とする様々な子育て支援施策を展開してきました。しかし、子育て支援団体等を対象としたヒアリング調査では、これらの子育て支援事業を利用せず、育児に対する不安や負担感を抱え込んでいる保護者を懸念する声が聞かれました。

これまで以上に関係部署・事業間の連携を強め、周囲から孤立している家庭を把握し、訪問指導等による適切な保育環境の確保、相談及び子育て支援事業の利用促進等、継続的な支援や情報提供の充実が求められます。

また、子育て経験者や子育て支援団体等、地域の人材や組織とも連携し、身近な地域の中で子どもと子育て家庭に対する見守りや支援を行うなど、保護者の孤立を解消する取組が必要です。

③ 困難を抱えている家庭への支援

周囲と関係をつくるきっかけがなく、孤立している家庭では、保護者が育児に対して強いストレスを感じていたり、適切な保育がなされていない場合があり、児童虐待等の深刻な事案の発生も懸念されます。

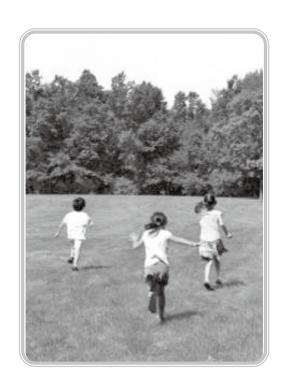
支援が必要な家庭では、保護者自身の子育てに対する経験不足、子どもの発達、 経済的な困窮等、複数の問題が混在していることから、今後も寝屋川市要保護児童 対策地域協議会の連携を強化し、包括的・継続的な支援に取り組むとともに、研修 等により担当職員の専門性を向上する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおりと します。

子どもの笑顔を育むまち ねやがわ



子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子 どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、ひとりひ とりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、 社会の発展の礎となるものです。地域や社会全体が積極 的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育 成を図ることが、まちの成長につながります。

「子ども・子育て支援法」の理念を踏まえ、保護者が 喜びを感じながら子どもと向き合い、すべての子どもた ちが豊かな愛情のもとで健やかに成長していく社会をつ くることが必要です。

地域全体で子育てを支援するとともに、安心して子ど もを産み育てることができる環境づくりを進め、子ども の笑顔を育むまちを目指して、子ども・子育て支援施策 を推進します。

2 基本的な視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している現在、地域全体で子ども・子育て 支援を行う必要があります。

本計画では、次の4つを基本的な視点として、子ども・子育て支援の取組を行っていきます。

(1) すべての子どもと子育て家庭に 必要な支援を行う

ひとりひとりの子どもの健やかな成 長を等しく保障するために、すべての 子どもや家庭に対して、適切な支援を 行います。 (2) 保護者が子育ての喜びを 感じられるよう支援する

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、保護者が自己肯定感を持ちながら、愛情をもって子どもと向き合える環境を整えます。

子どもの笑顔を育むまち ね や が わ

(3) 途切れのない支援を行う

妊娠期から途切れのない支援を行い、 発達段階に応じた教育・保育、子育て 支援を提供することで、子どもの健や かな成長を促すとともに、配慮の必要 な子どもや家庭を早期に把握し、適切 な子育てが行われるよう支えていきま す。 (4) 地域全体で子どもの成長と 子育て家庭を支える

地域で活動する様々な組織や人々が連携し、子どもや子育て家庭を見守るとともに、子どもや保護者が地域とつながりを持ち、互いに支え合うことができる関係づくりを進めます。

3 基本方針

基本理念を実現するために、次の4項目を基本方針とし、施策を総合的に推進します。

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

安心して子どもを産み育てることができるように、妊娠期から継続して母親と子どもの健康を確保するとともに、出産や育児に対する不安を和らげ、喜びをもって子どもの誕生を迎えられるよう保護者を支援します。

また、子どもの誕生を契機として、男女がともに子育てに向き合い、仕事と子育ての 両立が実現できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもに、ひとりひとりの特性に合った教育・保育を成長に合わせて継続的に提供し、子ども自身の力を培い、伸ばし、支えていく環境づくりを推進します。

基本方針3 地域で子育てを支える

すべての保護者が、喜びや生きがいを実感しながら子育てできるように、身近な地域において、保護者の不安や悩みに寄り添った子育て支援を充実します。また、地域の多様な人材と連携し、地域の中で子どもや子育て家庭を支える取組を推進します。

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

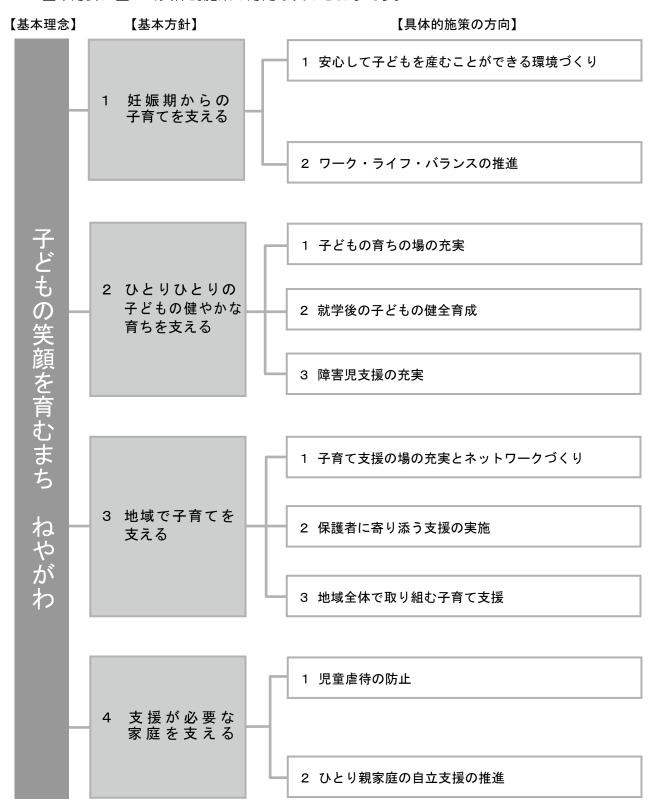
家庭環境等において配慮が必要な子どもや保護者を把握し、継続的な支援を実施する ことにより、社会的支援が必要な家庭を支え、だれもが安心して子育てができる環境づ くりを推進します。

n	O
Z	Ö

第4章 施策の展開

1 施策体系

基本方針に基づく具体的施策の方向は次のとおりです。



2 基本方針における具体的施策

各基本方針に基づき、子ども・子育て支援施策を推進していくものとします。

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

1 安心して子どもを産むことができる環境づくり

(1) 母子保健の推進 • • • • •

安心して子どもを産み、育てるためには、母親と子どもの健康が確保される環境を整えることが重要です。

妊婦健康診査・乳幼児健康診査の受診 勧奨を行い、疾病及び発育・発達上また は養育上の問題等の早期発見に努める とともに、予防接種等に関する正しい知 識の普及・啓発を進める必要があります。

本市における近年の出生数は横ばいですが、10年以上前と比較すると大幅に減少しており、兄弟姉妹の数の減少や近隣における人間関係の変化から、母親となるまでに子どもに接する機会が減



り、育てにくさを感じる原因となっている場合があります。健診・出産関係機関や地域との連携を図り、育児に対する不安を早期に把握し支援できるよう、妊娠、出産から子育てまで、継続的な取組を実施していきます。

訪問指導・母子保健教室等を通じて、妊婦・乳幼児の健康の保持及び増進に努めます。

- 〇妊娠期の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等の公費助成を行います。
- ○乳幼児期における疾病及び発育・発達上の問題の早期発見を図るため、乳幼児健康 診査の体制を整えるとともに、必要な支援を受けられるよう医療機関等関係機関と の連携に努めます。
- ○感染症の予防及び重症化を防ぐため、各種予防接種事業の実施や啓発を行います。
- 〇保護者の妊娠、出産、子育てへの不安解消を図るため、訪問指導等の支援を行うと ともに、関係機関との連携に努めます。
- 〇健康的な生活習慣を身に付けることができるよう、「第2次寝屋川市食育推進計画」 に基づき、食育の推進・充実を図ります。

《関連事業》

- ·妊婦健康診査 【確保方策 (P.82)】
- 妊婦歯科健康診査
- ・母子健康手帳交付(妊娠届出の受理)
- 予防接種事業
- 乳幼児健康診査
- 母子保健訪問指導
- 母子保健相談
- ・マタニティコンサート
- 乳幼児保健歯科教室
- 母子保健教室
- 食育推進事業



(2) 子育てに関する情報提供の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●

ニーズ調査では、就学前児童の保護者の3割近くが、子育て支援事業の情報を入 手しにくいと感じており、各事業の認知度についてもばらつきがあります。

本市では、平成 26 年度に子育て応援サイト「ねやがわ子育てナビ」を立ち上げるなど、地域の子育て支援拠点や保育事業、相談窓口等の情報発信に取り組んできました。

今後もさらに様々な手法を活用した情報提供に取り組み、妊娠・出産期から継続 して、保護者が自身の悩みや子どもの発達に応じた支援を利用できるようにすることで、子育てに対する不安や負担感の軽減を図ります。

- ○「ねやがわ子育てナビ」(ハンドブック版、Web 版) やこんにちは赤ちゃん訪問により、子育て支援事業について情報提供を行います。
- 〇子育てに関する様々な情報を携帯電話等に配信することにより、保護者が必要な 情報を手軽に入手できるようにします。
- 〇民間施設等を活用し、子育て支援事業の情報を保護者に直接発信します。
- 〇保護者のニーズに合わせた施設や子育て支援事業の利用に関する情報提供・相談を行う、利用者支援事業を実施します。

- ねやがわ子育てナビ
- ・子育て情報配信サービス 新規
- ・乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) 【確保方策 (P.71)】
- ·利用者支援事業【確保方策(P.63)】

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

子どもの誕生は、保護者の仕事と家庭生活の両立を見直す大きな転機です。しかし、厳しい経済状況が続く中、全国的に共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別による役割分担意識が残っており、女性が出産を機に退職せざるを得ないなど、仕事と子育ての両立については様々な課題があります。

ニーズ調査の結果においても、育児休業を取らずに離職した母親(全体の 14.5%)の中には、離職の理由として「仕事に戻るのが難しそうだった」(24.0%)、「職場に育児休業の制度がなかった」(22.7%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(19.7%)を挙げている人がいます。一方で父親については、「育児休業を取らずに働いた」の割合が82.6%となっています。また、平日に子どもと過ごす時間についても、父親は平均で4時間を下回っており、5割以上の人が十分とは感じていません。

保護者が男女ともに子どもや子育てに向き合い、家庭における子育ての負担や不安を 分かち合える環境づくりを推進していきます。

- ○仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実するワーク・ライフ・バランスの考え方 を広く社会に浸透させ、保護者が男女ともに子育てと向き合える、仕事と生活を調和 させた豊かな生活が送れるよう、市民、事業者等への一層の普及啓発を行います。
- ○産前産後休業や、父親を含めた育児休業の取得について、情報提供を行います。
- ○父子健康手帳の交付やパパママ体験教室の開催を通じて、男性の育児への取組促進を 図ります。

《関連事業》

- ワーク・ライフ・バランスに関する啓発
- 父子健康手帳交付事業
- ・パパママ体験教室・プレママ教室
- ・ねやがわパパコンテスト(※)

※ねやがわパパコンテスト

父子で参加し、子ども・家族に関するクイズや親子のふれあい遊びを実施して、ベストパパを選ぶコンテスト。男性が育児に取り組むきっかけづくりや市民への啓発を行っています。

1 子どもの育ちの場の充実

(1) 就学前児童の教育・保育の充実 ● ● ● ● ●

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。周 囲の大人との愛情・信頼関係や、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」 の基礎を養うとともに、生活習慣の基礎や社会性の芽生えが育まれるよう、発達段 階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要です。

また、就労や疾病等により、家庭において保育ができない保護者に代わって子ど もを預かる保育所や認定こども園等の整備は、子どもの健やかな成長だけではなく、 保護者の仕事と生活の両立、女性の社会進出を支援する上でも重要です。

地域ごとの特性やニーズに配慮して、すべての家庭が必要とする教育・保育を円 滑に提供できるよう、地域型保育事業も含め、環境の整備を進めます。

- 〇保育所の定員を拡充することにより、保育のニーズ量に見合った受入れ枠を確保 します。
- 〇地域型保育事業(※1)の取組を進め、待機児童の解消を図ります。
- 〇保育士バンク事業(※2)の実施等により、保育士の確保に努めます。
- 〇就学前児童の教育・保育の質を向上させるため、幼稚園教諭、保育士の研修の充 実を図ります。
- 〇ひとりひとりの発達や特性に応じた教育・保育の充実を図るとともに、家庭、地 域、小・中学校等と連携した、特色ある幼稚園・保育所づくり等を推進します。
- ○新たに認定こども園への移行を希望する施設については、認可・認定権限のある 大阪府と連携し、円滑に移行が行えるよう調整するとともに、必要な支援を行い ます。

※1:地域型保育事業

少人数の単位で3歳未満の子どもを保育する事業で、小規模保育事業 (定員6~19人)、家庭的保育事業(定員5人以下)、事業所内保育事業(会 社や病院内の保育施設で従業員と地域の子どもを保育)、居宅訪問型保育 事業(保護者の自宅で1対1で保育)があります。

※2:保育士バンク事業

保育士資格を有しているが、現在保育士として就労していない「潜在保 育士」を対象に研修を実施し、職場復帰を支援するとともに、依頼のあっ た市内保育所に紹介し、保育士の確保につなげる事業です(平成26年度開 始)。

- ・幼児期の教育(幼稚園、認定こども園)【確保方策(P.53)】
- · 幼稚園の預かり保育【確保方策 (P. 75)】
- ・特色ある幼稚園づくり事業
- ・保育(保育所、認定こども園等) <u>拡充</u>【確保方策(P.57)】
- ・地域型保育事業 新規
- ・保育士バンク事業



不規則な勤務や早朝・夜間勤務など、保護者の就労形態の多様化に対応して、子どもがいつでも適切な保育を受けられる場の確保が必要です。また、ニーズ調査では、保護者の用事やリフレッシュなどのため、子どもを一時的に預けられる一時預かり事業等の利用希望も21.4%あります。

今後も各家庭の状況に応じた、多様な保育の提供を通じて、保護者の負担の軽減を 図ります。

- 〇延長保育事業、一時預かり事業、夜間保育事業、休日保育事業等、保護者の働き 方や家庭の状況に対応した保育を実施します。
- 〇保護者が病気等になったとき、一時的に児童を預かるショートステイについては、 実施場所を見直し、利便性の向上を図ります。
- ○病児保育事業については、病院併設施設における病児対応型及び保育所で体調不良となった児童に対して、看護師が緊急的な対応等を図る体調不良児対応型の事業を引き続き実施します。
- ○会員登録した地域の人が、保育所等への送迎や子どもの預かり等を行う、ファミ リー・サポート・センター事業は、利便性の向上のため、今後も会員の確保に努 めます。

- ·延長保育事業【確保方策(P.64)】
- ・幼稚園の預かり保育【確保方策 (P.75)】(再掲)
- 夜間保育事業
- 休日保育事業
- ・保育所等の一時預かり【確保方策 (P.78)】
- 子育て短期支援事業(ショートステイ等)【確保方策(P.70)】
- ·病児保育事業【確保方策(P.80)】
- ・ファミリー・サポート・センター事業【確保方策 (P.81)】

2 就学後の子どもの健全育成

(1) 放課後の居場所づくりの推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保することは重要なことです。

ニーズ調査では、5歳児の保護者が、子どもが小学校1~3年生の間、放課後を過ごさせたい場所として「留守家庭児童会」を挙げている割合が35.6%、小学校4年生以降の利用については、16.9%となっています。

また、小学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の発達が進み、心身が著しく成長する時期であり、多様な体験・活動を通して、子どもたちの生きる力を育み、調和のとれた発達を図る必要があります。

放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)と放課後子供教室の一体的な整備を 進める、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後における子どもたちの 居場所づくりを計画的に進めます。

- 〇放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)は、平成28年度を目標に小学校6年までの受入れを順次進めます。また、開所時間の延長にも取り組みます。
- 〇市内全小学校(24校)において、すべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるよう、「放課後子ども総合プラン」の推進を図ります。
- 〇現行の「寝屋川市放課後子どもプラン運営委員会」に新たな構成員を加え、「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、効果的な事業の実施方法を検討します。

- · 放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会) 拡 充 【確保方策 (P.66)】
- 放課後子供教室
- 放課後校庭開放事業

近年、小学校入学後の1年生が集団行動できない、授業中に座っていられないといった「小1プロブレム」の問題等から、小学校就学前後の接続期における連携が注目されています。

地域の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携を強化して、幼児期の教育・保育から小学校教育への滑らかな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育・保育体制づくりに取り組んでいきます。

- 〇幼稚園教諭、保育士、教員の合同研修・交流等の実施を通して、相互の指導・保育内容や地域の子どもの状況を共有し、連続したきめ細やかな教育・保育の実施に取り組みます。
- 〇幼児期から学童期にかけての連続した学びと育ちの支援に向けて、教育・保育課程の研究に取り組み、幼稚園教諭、保育士、教員の資質向上を図ります。
- ○就学前児童と小学生との交流を通じ、小学校入学後の環境変化に対する適応を図るとともに、異年齢交流によるコミュニケーション能力の向上等、互いの成長に結び付けます。

- ・教育に関する調査研究事業
- ・寝屋川市保育研究会における研究活動及び実践交流
- ・就学前児童と小学生との交流

3 障害児支援の充実

近年、従来の3障害(身体、知的、精神)に加え、発達障害(自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等)やその周辺群の子どもたちが増加傾向にあり、支援のあり方が課題となっています。また、医療的ケアをはじめとして、ひとりひとりの子どもの状態に応じた支援の充実が求められています。

本市では、あかつき・ひばり園を中心として、就学前児童の専門的な療育・相談事業を推進してきたほか、寝屋川市障害児関係機関協議会において各機関が緊密に連携し、 乳幼児期から学齢期まで継続的な支援ができるよう情報共有を行ってきました。

今後も、障害のある子どもたちが地域の中でともに育ち、安心して生活できるような 環境づくりを進めます。

- ○妊婦・乳幼児健診や保健師の訪問指導により、発達障害を含む障害の早期発見、早期 療育につなげていきます。
- ○児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)をはじめとして、児童発達支援事業(どんぐり教室等)、放課後等デイサービスにおいて、年齢や障害等に応じて、必要な支援を実施します。
- 〇幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)における障害児保育及び保育所等訪問支援・巡回相談、居宅介護等の在宅支援、就学相談により、障害のある子どもの地域における育ちを継続的に支えていきます。
- ○障害のある子どもとその家族への支援施策として、居宅介護、短期入所、移動支援事業等による支援を実施します。
- ○進学時等に本人の特性、注意点等及び本人や家族の意思を関係機関に伝えることがスムーズに行えるよう「サポート手帳」を配布し、ライフステージを通じての支援が、より効果的に行えるようにします。
- 〇寝屋川市障害児関係機関協議会において、保健、福祉、教育の各関係機関が情報共有・ 連携を図り、総合的な支援を推進します。
- 〇寝屋川市自立支援協議会において、上記の「サポート手帳」の活用方法をはじめとして、障害児の支援のあり方について協議する障害児部会を設置します。

- ・児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業
- ・児童発達支援事業(どんぐり教室等)
- ・放課後等デイサービス
- 障害児保育
- 巡回相談
- ・居宅介護
- ・移動支援事業

- 保育所等訪問支援
- ・就学相談等小学校との連携
- 短期入所



1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり

本市ではこれまで、地域の身近な場所で、気軽に立ち寄ることができる子育て支援の場として、地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター、つどいの広場)の整備に取り組み、平成26年度には全中学校区への設置を終えました。

また、幼稚園、保育所、認定こども園では、園庭開放や育児相談等を実施し、多くの子育で家庭が利用しています。

今後も保護者にとって身近な情報提供、相談、交流の場として、さらに利用しやすい 子育て支援事業の提供を図るとともに、地域の団体との連携に取り組んでいきます。

- 〇子どもが生まれる前から、より気軽に、身近な地域の保育所で継続的に相談等が受けられるマイ保育所事業(※)を開始します。
- 〇地域子育て支援拠点や保育所等の専門性を生かした子育て支援事業を実施するととも に、子育てサロン等地域の団体の活動と連携します。
- 〇地域子育て支援拠点事業、保育所、各種訪問事業、子育て応援リーダー等が連携し、 地域全体で子育てを支援します。

《関連事業》

- ・マイ保育所事業 新規
- ・地域子育て支援拠点事業【確保方策 (P.73)】
- 利用者支援事業【確保方策(P.63)】(再掲)
- ・幼稚園の地域開放、ふれあい文庫
- 保育所の地域子育て支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)【確保方策(P.71)】(再掲)
- 子育て応援サポーター事業
- ・子育て応援リーダー事業

※マイ保育所事業

妊婦や在宅で子どもを育てている人が、身近な保育所に登録し、保育士等から子育て相談等の継続的な支援をより気軽に受けることができる事業です。 子育て等についての不安や悩みを解消できる場を提供します。

2 保護者に寄り添う支援の実施

少子化・核家族化等に伴い、幼い子どもと接する経験が少なくなっていることに加え、 身近に相談できる相手がいない、子育ての大変さに対する周囲の理解がないなどの理由 で、保護者が不安や負担を感じていたり、孤立している状況がうかがえます。子育て支 援団体等を対象としたヒアリング調査においても、子育て支援事業の利用や周囲の人と の交流になかなか踏み出せず、つらさを感じている保護者が多いのではないかという声 が聞かれました。

保護者や家庭の状況に応じたきめ細やかな支援により、ゆとりと喜びをもって子ども と向き合えるよう、関係機関が連携して取組を進めていきます。

- 〇こんにちは赤ちゃん訪問等の訪問事業や地域子育て支援拠点事業が連携して、孤立しがちな家庭等、育児不安が高い保護者を把握し、適切な支援の実施を図ります。
- 〇子育で応援リーダーが、保育所での子育で支援事業や乳幼児健康診断等の機会を活用 して、保護者の身近な相談相手となり、各家庭に合った地域の子育で支援事業の利用 に結び付けるなど、保護者の不安や孤立感の軽減を図ります。
- 〇育児援助・家事援助事業、養育支援訪問事業等を継続的に実施し、児童虐待の未然防止や養育環境の改善を図ります。
- 〇子どもとの関わり方や子育て、しつけ等を学ぶ機会を充実し、前向きで良好な保護者 と子どもの関係の構築を促進します。
- 〇子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、家庭訪問や相談活動を実施し、引き続き、 孤立する家庭への支援を行います。
- 〇子育て応援リーダー、家庭教育サポーター等、家庭を支援する人材の発掘・養成及び 関係機関等との連携の強化に努めます。

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)【確保方策(P.71)】(再掲)
- ・子育て応援サポーター事業(再掲)
- ・子育て応援リーダー事業(再掲)
- 養育支援訪問事業【確保方策(P.72)】
- ・育児援助・家事援助事業【確保方策(P.72)】
- 家庭児童相談
- ・親支援プログラム事業
- ・家庭教育サポーター派遣事業
- 家庭教育学級

3 地域全体で取り組む子育て支援

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するためには、地域や社会のあらゆる分野における構成員が、子どもと子育て家庭への支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

ニーズ調査では、7割以上の家庭が、同じ年頃の子どもを持つ保護者、近所の人等、 地域の人たちに子育てを支えられていると感じています。日常的な地域とのつながりは、 保護者の不安や負担を軽減し、子どもが社会性を身に付ける上でも重要です。

本市では、校区福祉委員会等が運営する子育てサロンや子育て支援団体、育児サークル等がそれぞれ工夫を凝らしながら、子育て家庭の交流や相談の場を提供しています。また、中学校区ごとの地域教育協議会等、学校・家庭・地域が連携し、「地域で子どもを育てる、顔のわかる地域」の実現を目指し、子どもの安全見守りや世代間交流等に取り組んできました。

今後も地域で活動する団体、幼稚園・保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、 学校等の関係機関、そして地域に住む人々が連携し、「地域の子ども」として、子どもや 子育て家庭を見守るとともに、市内全域の小学校区ごとに設立される地域協働協議会で の取組も視野に入れていく必要があります。

また、子育て家庭が地域において安全・安心で快適な生活を営むことができるよう、 子どもの安全対策や、公園の整備、公共施設のバリアフリー化等を進めていきます。

- ○幼稚園、保育所、学校等での体験活動において、専門的な技能や知識を持つ人材と連携し、子どもたちと地域の人との関係づくりを進めます。
- ○地域子育て支援拠点、保育所等において、場所や物品の貸出しなど、子育て支援サークルの活動を支援します。
- 〇オムツ替えや授乳等ができるスペース「赤ちゃんの駅」の充実を図ります。

- ・子育てサロン等の地域における子育て支援
- ファミリー・サポート・センター事業【確保方策(P.81)】(再掲)
- ・子育て応援リーダー事業(再掲)
- ・子育て支援グループの育成
- ・地域人材との連携
- 子どもの安全対策(地域の見守り活動)
- 赤ちゃんの駅

1 児童虐待の防止

近年、少子化・核家族化により保護者が子育て経験に未熟であることや経済不況等を 背景に、保護者が妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安やストレスを 抱えているといわれ、子どもを虐待してしまう痛ましい事件の発生が大きな社会問題と なっています。本市における児童虐待相談受付件数は年々増加していますが、このこと は児童虐待に対する市民の問題意識の高まりを表しているともいえます。

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、未然防止及び発生時の迅速・適切な対応が求められます。

本市では、寝屋川市要保護児童対策地域協議会において、被虐待児に加え、虐待の発生リスクの高い児童や支援を要する妊婦を対象とし、妊娠期からの支援を継続実施しています。

今後も地域の協力と関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期 対応や虐待を受けた子どもに対するサポート等、総合的な支援を実施していきます。

- 〇母子保健訪問指導やこんにちは赤ちゃん訪問、こども室支援連絡会議(CSA)での連携を通じて、育児不安が高い家庭を早期に把握し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげます。
- 〇寝屋川市要保護児童対策地域協議会での連携をさらに緊密化し、リスクの高い家庭を 包括的かつ継続的に支援することにより、子どもを守るための地域ネットワーク機能 を強化します。
- 〇市内の幼稚園、保育所等を対象に、児童虐待を受けている恐れのある子どもやその保護者への対応について実践的な研修を実施し、児童虐待の早期発見・早期対応への体制を整えるとともに、家庭児童相談室との連携を強化します。
- 〇ショートステイの活用及び母子生活支援施設等との連携により、児童虐待の未然防止 に努めます。
- 〇所在不明の児童については、必要に応じて関係機関と連携し、所在把握に努めます。
- 〇子育て全般に関する身近な相談場所として、家庭児童相談室の周知を図ります。
- 〇啓発活動や講演会の実施により、児童虐待防止に対する市民のさらなる意識向上を図ります。

- 要保護児童対策地域協議会
- •家庭児童相談(再掲)
- ・子育て短期支援事業 (ショートステイ等) 【確保方策 (P.70)】 (再掲)

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等に伴い、本市においてもひとり親家庭の割合は増加傾向にあります。

国の調査(全国母子世帯等調査)では、母子家庭の就業している母親のうち、「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%と、非正規雇用の割合が高くなっていることから、安定した就業を可能にするための支援が必要となっています。経済的な課題と併せて、ひとり親家庭の保護者は、仕事、家事、子育てをすべてひとりで担うことから、特に家事等に不慣れな父子家庭では、仕事と家庭生活の両立が困難となっていることが少なくありません。

また、このような生活面での問題や親との離別が子どもに与える影響も懸念されます。 今後もひとり親家庭が安心して暮らしていけるよう、精神的・経済的な支援に関する 情報提供や相談を実施していきます。

- 〇多様な保育の提供や母子生活支援施設への入所支援により、仕事と子育ての両立と子 どもの健やかな成長を支援します。
- 〇研修等により母子・父子自立支援員の資質向上を図り、各家庭の抱える問題に総合的に対応するとともに、ひとり親家庭の福祉の増進を目的とする福祉団体や、小学校区でとに委嘱されている大阪府母子福祉推進委員との連携を密にし、きめこまやかな情報提供、支援を行います。
- 〇ハローワーク等との連携により就労支援を充実するとともに、母子・父子自立支援員による自立支援プログラムの策定、資格取得のための給付金の支給等の支援を計画的に進め、安定した就業と自立に結び付けます。
- ○養育費の支払いについて、広報・啓発活動を推進します。
- 〇母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給及びひとり親家庭医療費の助成等、経済的支援が円滑に受けられるように、関係部署間及び大阪府との連携を図ります。

- ・母子生活支援施設への入所支援
- ・母子・父子自立支援員による相談の充実
- ・情報提供体制の充実
- 地域就労支援
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給
- ・自立支援プログラムの策定・推進
- ·母子·父子·寡婦福祉資金貸付制度
- ・ひとり親家庭医療費の助成

4	6
7	v

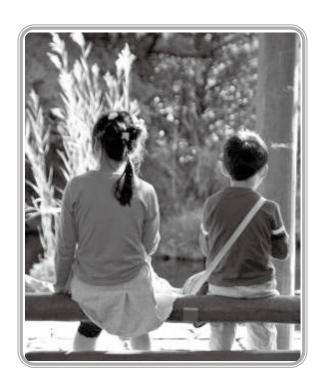
第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の 見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく国の 基本指針では、市町村は、教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業の提供にあた り、地理的条件、人口、交通事情その他の 社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、 教育・保育を提供するための施設整備の状 況その他の条件を総合的に勘案して、地域 の実情に応じて、保護者や子どもが居宅よ り容易に移動することが可能な区域(以下 「教育・保育提供区域」といいます。)を 定める必要があるとしています。

本市の場合は、コミュニティセンターの 圏域(コミセンエリア)を教育・保育提供 区域とします。



また、地域子ども・子育て支援事業については、それぞれのニーズの総量や現状の提供状況により、一定の広域性をもった提供区域を設定します。

【各コミセンエリアの概要】

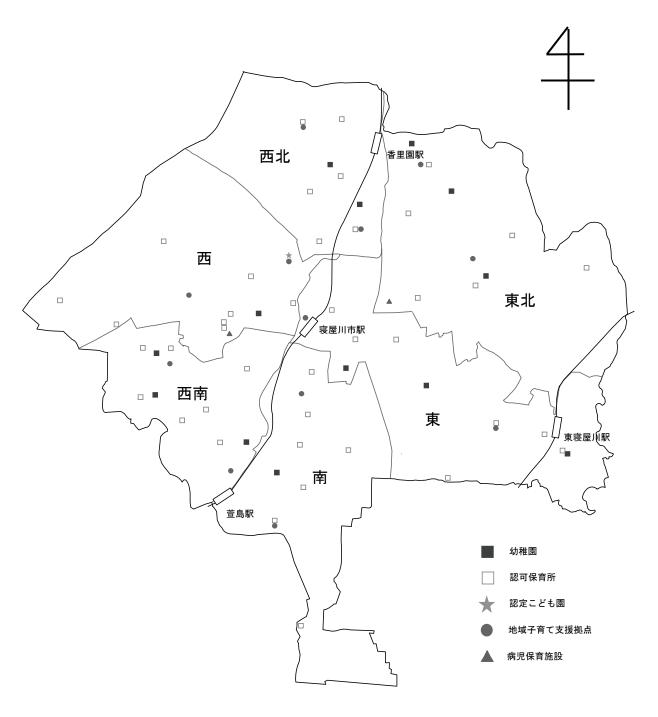
(人・か所)

						() () () ()
コミセン	人口	(うち、小	学生までの子ど	幼稚園数	認可保育所数	
エリア	, н 	0~5歳	6~8歳	9~11歳	初作函数	祁川休月川教
西北	42, 233	2, 131	1, 095	1, 094	2	6
東北	47, 698	2, 267	1, 186	1, 247	3	6
東	37, 361	2, 150	842	898	3	7
西	41, 061	1, 682	998	1, 169	1	※ 9
西南	40, 763	1, 958	1, 096	1, 085	3	7
南	31, 887	1, 423	680	762	1	7

※保育所型認定こども園1か所を含みます。

(平成26年4月1日現在)

【 教育·保育提供区域図 】



2 量の見込み算出の考え方

「子ども・子育て支援事業計画」においては、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

① 認定区分

「子ども・子育て支援法」に基づき、教育・保育施設を利用する子どもに対して、 家庭の状況(保護者の就労状況等)により、保育の必要性を認定します。

	認定区分	保育の必要性	対象児童
1号認定	教育標準時間認定	必要なし	3~5歳児
2号認定	保育認定	必要あり	3~5歳児
3号認定	保育認定	必要あり	0~2歳児



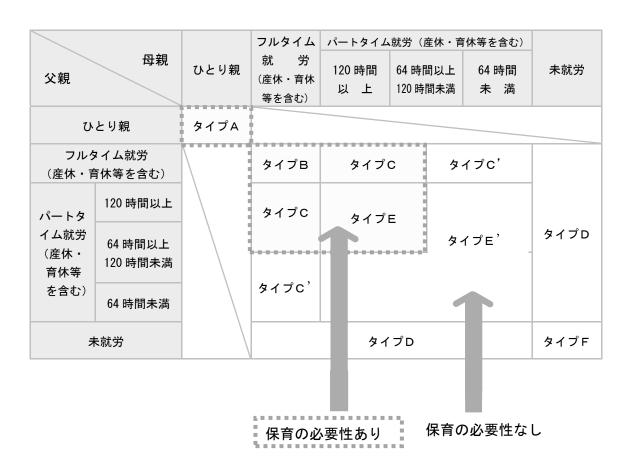
② 家庭類型

幼稚園、保育所等や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、

1・2・3号の認定区分のほか、それぞれの事業をどれだけの家庭が利用するか想定する必要があります。

そのためにニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況に基づき、各家庭をタイプAからタイプFの8種類に類型化します。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、現在の家庭類型に母親の就労希望を反映させた"潜在的家庭類型"の種類ごとに算出します。



タイプA:ひとり親家庭(母子または父子家庭)

タイプB:フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)

タイプ C : フルタイム・パートタイム(就労時間:月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部) 共働き家庭タイプ C ': フルタイム・パートタイム(就労時間:月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)共働き家庭

タイプD : 専業主婦(夫)家庭

タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月 120 時間以上+月 64 時間~120 時間の一部)タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月 64 時間未満+月 64 時間~120 時間の一部)

タイプF :無業の家庭(両親とも無職の家庭)

※産前産後・育児・介護休業取得中の人も就労しているとみなして分類しています。

(2)「量の見込み」の算出項目 ••••••••••••••

下記の 1~13 事業について、「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童	区域設定
1	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	専業主婦(夫)家庭 就労時間が短い家庭	3~5歳児	コミセン
2	保育所 認定こども園(保育所部分)等	ひとり親家庭 共働き家庭	0~5歳児	エリア

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	「地域」とも「自て大阪学术の主の元色の「									
	対象事業	対象家庭	対象児童等	区域設定						
3	利用者支援事業	すべての家庭	_	市全域						
4	延長保育事業		0~5歳児	_ > 1. >						
5	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会)	ひとり親家庭 共働き家庭	小学校 1 ~ 6 年生	コミセンエリア						
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	すべての家庭	0∼18歳							
7	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)		生後4か月							
8	養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業、育児援助・家事援助事業)	すべての家庭	出産予定日の 2か月前~ 生後6か月 (育児援助・家事 援助事業)	+ 4 14						
9	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター、つどいの広場)		0歳~就学前 (地域子育て支援センター) 0~おおむね 3歳未満 (つどいの広場)							
10	一時預かり事業 (主に幼稚園在園児を対象とする預かり保育)	幼稚園利用の家庭	3~5歳児	コミセンエリア						
	(保育所等における一時預かり)	すべての家庭	0~5歳児							
11	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0歳~ - 小学校6年生							
12	ファミリー・サポート・センター事業	すべての家庭	1.于仅0十工	市全域						
13	妊婦健康診査	9 へしの多姓	妊娠中の人							

(3) 量の見込み算出の考え方 ••••••••••••

ステップ1

~家庭類型の算出~

アンケート回答者を父母の就労状況(一部施設の利用状況を含む。)でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭 類型があります。

ステップ2

~潜在的な家庭類型の算出~

ステップ1の家庭類型からさらに、父母の今後1年以内の就労意向を反映させて、タイプを分類します。

ステップ3

~潜在家庭類型別の将来児童数の算出~

計画期間の将来児童数を推計し、各潜在家庭類型の全体に占める構成割合を掛けて、潜在家庭類型別の将来児童数を算出します。

ステップ4

~事業別の対象となる児童数の算出~

事業ごとに対象となる家庭類型が決まっているため、「ステップ3」を踏まえ、該当事業別の児童数を算出 します。 たとえば、保育所や放課後児童健全 育成事業(留守家庭児童会)等の利 用は保育を必要とする家庭に限定さ れています。

ステップ5

~利用意向率の算出~

該当事業別に、対象となる潜在家庭類型における利用 希望から「利用意向率」(利用希望者数/該当事業別 の回答者数)を算出します。

ステップ6

~量の見込みの算出~

該当事業の対象となる児童数に利用意向率を掛け、量 の見込みを算出します 将来児童数を掛け合わせることで、平成27年度から平成31年度まで各年度の量の見込みが算出されます。

※上記ステップを基本に量の見込みを算出していますが、算出されたニーズ量と現状との乖離がどれくらい生じているかなど、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)【1号認定】 ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【事業概要】

満3歳以上で保育を必要としない、小学校就学前の子どもが利用できます。

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供するととも に、地域における子育て支援を行います。

【現状】

各年5月1日現在における在籍者数・定員

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
在 籍 者 数 (市内在住児のみ)	2, 398	2, 391	2, 454	2, 442	2, 369
在 籍 者 数 (市外在住児含む)	2, 791	2, 767	2, 844	2, 840	2, 724
定 員 数	4, 290	4, 220	4, 185	4, 255	4, 255
市内実施箇所数	14	14	14	14	14



【今後の方向性】

通園バスの利用により、市外を含め、近隣以外の幼稚園を利用している家庭も多く、市域全体ではニーズに十分対応できることから、新たな確保方策は必要ありません。

市域全体

(人・か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量	1号認定	2, 295	2, 353	2, 354	2, 326	2, 288
の 見	2 号認定 相当※ 1	355	366	366	363	357
込み	合計 🛭	2, 650	2, 719	2, 720	2, 689	2, 645
確保	特定教育·保育施設※2	585	585	585	585	585
方策	上記以外の 施設 ※3	3, 532	3, 545	3, 545	3, 545	3, 545
提供	市外施設	453	446	453	453	453
量)	合計 🛭	4, 570	4, 576	4, 583	4, 583	4, 583
過 (不 足 B - A)	1, 920	1, 857	1, 863	1, 894	1, 938
市実	内施 箇 所 数	14	14	14	14	14

※1:保護者の就労時間が2号認定相当の時間であっても、幼稚園の利用のみを希望する場合は、1号認定となります。

^{※2:}子ども・子育て支援新制度に伴い、新たに創設された財政支援の仕組みである「施設型給付」の対象となる施設。

^{※3:}子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園(今後、新制度へ移行することにより、数値が変わる可能性があります。)。

区域			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量	1号認定	460	446	435	425	436
	の 見	2 号認定 相 当	68	66	64	63	65
	込み	合計の	528	512	499	488	501
_	_ 確	特定教育· 保育施設	210	210	210	210	210
西	提保		440	440	440	440	440
北	供 量	市外施設	0	0	0	0	0
		合計®	650	650	650	650	650
	過 (®	不 足 - Ø)	122	138	151	162	149
	市実施	内	2	2	2	2	2
	量	1号認定	485	490	489	488	478
	の 見	2 号認定 相 当	94	95	95	95	93
	込 み	合計の	579	585	584	583	571
_	(提供量) 確保方策	特定教育· 保育施設	0	0	0	0	0
東		上記以外 の 施 設	1, 232	1, 232	1, 232	1, 232	1, 232
北		市外施設	1	1	1	1	1
		合計®	1, 233	1, 233	1, 233	1, 233	1, 233
	過 (®	不 足 - Ø)	654	648	649	650	662
	市実施	内 箇 所 数	3	3	3	3	3
	量	1号認定	453	518	534	535	500
	見	2 号認定 相 当	75	86	88	88	83
	込 み	合計 🛭	528	604	622	623	583
	_ 確	特定教育· 保育施設	70	70	70	70	70
東	提 保 供	上記以外 の 施 設	693	708	708	708	708
	供 量		98	98	105	105	105
		合計®	861	876	883	883	883
	過 (B	不 足 - ②)	333	272	261	260	300
市	市中共	内 箇 所 数	3	3	3	3	3

区域			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(人・か所) 平成 31 年度
	量	1 号認定	298	304	305	296	291
	の 見 込	2 号 認 定相 当	41	42	42	41	40
	み	合計 🙆	339	346	347	337	331
	_ 確	特定教育· 保育施設	25	25	25	25	25
西	提保供	上記以外の 施 設	415	415	415	415	415
	量方	市外施設	50	50	50	50	50
	一策	合計®	490	490	490	490	490
	過 (@	不 足) — 🛭)	151	144	143	153	159
	市実施	内	2	2	2	2	2
	量	1 号認定	335	340	340	332	330
	の 見 込	2 号 認 定相 当	63	64	64	63	63
	み	合計 🙆	398	404	404	395	393
	(提供量	特定教育· 保育施設	210	210	210	210	210
西南		上記以外の 施 設	752	750	750	750	750
113		市外施設	0	0	0	0	0
	一策	合計 🛭	962	960	960	960	960
	過 (@	不 足) - Ø)	564	556	556	565	567
	市実施	内	3	3	3	3	3
	量	1 号認定	264	255	251	250	253
	の 見 込	2 号 認 定相 当	14	13	13	13	13
	み	合計 🙆	278	268	264	263	266
	_ 確	特定教育· 保育施設	70	70	70	70	70
南	提保供	上記以外の 施 設	0	0	0	0	0
	量方	市外施設	304	297	297	297	297
	一策	合計 🛭	374	367	367	367	367
	過 (@	不 足) - (8)	96	99	103	104	101
	市実施	内	1	1	1	1	1

(2) 保育所、認定こども園(保育所部分)等【2・3号認定】 ● ● ● ●

【事業概要】

保育所は、保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができない と認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、養護及び教育を一体 的に行います。

【現状】 各年4月1日現在における在籍者数・定員

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
〜 在 市	O 歳 児	222	222	225	234	241
外 在 籍	1 • 2 歳児	1, 268	1, 316	1, 362	1, 374	1, 471
住 児 者	3~5歳児	2, 258	2, 339	2, 410	2, 422	2, 388
む)数	숨 計	3, 748	3, 877	3, 997	4, 030	4, 100
定	員 数	3, 885	3, 885	4, 015	4, 035	4, 075
実が	西 箇 所 数	41	41	42	42	42



【今後の方向性】

近年、育児休業中の保育所入所申請数が大幅に増加していることから、1~2歳 児の保育ニーズに対応する必要があります。駅周辺地域を中心に、ニーズ量の見込 みが現行の定員を大幅に上回る地域があるため、市域全体で保育所の定員を拡充し、 受入体制を確保していきます。

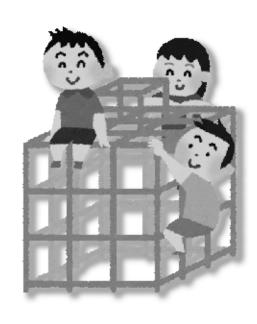
《平成26年度の定員と量の見込みの比較》

(人)

	区域	平成 26 年度 (定員)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
西	量 の 見 込 み	670	677	675	662	653	661
北	H26 定員 と の 差	_	Δ7	△5	8	17	9
東	量 の 見 込 み	570	738	737	731	729	718
北	H26 定員 と の 差	_	△168	△167	△161	△159	△148
	量 の 見 込 み	590	850	878	893	894	861
東	H26 定員 と の 差	_	△260	△288	△303	△304	△271
	量 の 見 込 み	745	638	639	636	622	613
西	H26 定員 と の 差	_	107	106	109	123	132
西	量 の 見 込 み	720	775	779	778	765	759
南	H26 定員 と の 差	_	△55	△59	△58	△45	△39
	量 の 見 込 み	780	564	557	549	546	547
南	H26 定員 と の 差	_	216	223	231	234	233
市域	量 の 見 込 み	4, 075	4, 242	4, 265	4, 249	4, 209	4, 159
全 体	H26 定員 と の 差	_	△167	△190	△174	△134	△84

市域全体

			()(13 1)()			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の	2 号 認 定 (3~5歳児)	2, 337	2, 393	2, 393	2, 363	2, 329
見込	3 号 認 定 (0 歳 児)	327	325	320	319	315
み ⊗	3 号 認 定 (1・2歳児)	1, 578	1, 547	1, 536	1, 527	1, 515
一 確	2 号 認 定 (3~5歳児)	2, 418	2, 434	2, 451	2, 451	2, 451
供保量方	3 号 認 定 (O 歳 児)	348	348	348	348	348
。 B 策	3 号 認 定 (1・2歳児)	1, 499	1, 523	1, 536	1, 536	1, 536
<u></u> 過 ®	2 号 認 定 (3~5歳児)	81	41	58	88	122
1 不	3 号 認 定 (O 歳 児)	21	23	28	29	33
〇 足	3 号 認 定 (1・2歳児)	△79	△24	0	9	21
実	施 箇 所 数	42	42	42	42	42



区域別

(人・か所)

区域			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の	2 号 認 定 (3~5歳児)	396	384	374	366	376
	の 見 込	3 号 認 定 (O 歳 児)	49	49	48	48	48
	み ⊗	3 号 認 定 (1・2歳児)	232	242	240	239	237
	(確 提	2 号 認 定 (3~5歳児)	395	401	407	407	407
西	供量)	3 号 認 定 (O 歳 児)	56	56	56	56	56
北	₿策	3 号 認 定 (1・2歳児)	239	243	247	247	247
	_ 過 ®	2 号 認 定(3~5歳児)	Δ1	17	33	41	31
	」不 〇 〇 〇 足	3 号 認 定 (O歳児)	7	7	8	8	8
		3 号 認 定 (1・2歳児)	7	1	7	8	10
	実 施 箇 所 数		6	6	6	6	6
	量の見込み@	2 号 認 定 (3~5歳児)	430	435	433	432	424
		3 号 認 定 (O 歳 児)	40	40	39	39	38
		3 号 認 定 (1・2歳児)	268	262	259	258	256
	 	2 号 認 定(3~5歳児)	337	337	337	337	337
東	供量方	3 号 認 定 (O歳児)	57	57	57	57	57
北		3 号 認 定 (1・2歳児)	206	206	206	206	206
	過 ®	2 号 認 定(3~5歳児)	Δ93	△98	△96	△95	△87
	1 不	3 号 認 定 (O 歳 児)	17	17	18	18	19
	② 足	3 号 認 定 (1・2歳児)	△62	△56	△53	△52	△50
	実	施 箇 所 数	6	6	6	6	6

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

(人・か所)

区域			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
E-34		2 号 認 定					
	量の	(3~5歳児)	424	485	500	501	468
	見 込	3 号 認 定 (O 歳 児)	63	63	63	63	63
	み ⊗	3 号 認 定 (1・2歳児)	363	330	330	330	330
	確 提	2 号 認 定(3~5歳児)	351	361	366	366	366
東	供量方	3 号 認 定 (O歳児)	56	56	56	56	56
) B 策	3 号 認 定 (1・2歳児)	223	233	238	238	238
	_ 過	2 号 認 定(3~5歳児)	△73	△124	△134	△135	△102
	8 不A)	3 号 認 定 (O 歳 児)	Δ7	Δ7	Δ7	Δ7	Δ7
		3 号 認 定 (1・2歳児)	△140	△97	△92	△92	△92
	実	施 箇 所 数	7	7	7	7	7
	量の見込み@	2 号 認 定 (3~5歳児)	305	312	313	303	299
		3 号 認 定 (O歳児)	65	64	63	62	61
		3 号 認 定 (1・2歳児)	268	263	260	257	253
	(確 提 <u></u>	2 号 認 定 (3~5歳児)	448	448	454	454	454
西西	一一保	3 号 認 定 (0 歳 児)	61	61	61	61	61
<u> </u>		3 号 認 定 (1・2歳児)	286	296	300	300	300
	<u></u> 過	2 号 認 定(3~5歳児)	143	136	141	151	155
	B I 不	3 号 認 定 (O 歳 児)	Δ4	△3	Δ2	Δ1	0
	②)足	3 号 認 定 (1·2歳児)	18	33	40	43	47
	実	施 箇 所 数	9	9	9	9	9

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

(人・か所)

区域			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	で成 31 年度
E-75	_	2 号 認 定					
	量の	(3~5歳児)	453	459	460	449	446
	見 込	3 号 認 定 (O 歳 児)	62	61	60	60	59
	み ⊗	3 号 認 定 (1・2歳児)	260	259	258	256	254
	確 提	2 号 認 定(3~5歳児)	430	430	430	430	430
西	供量方	3 号 認 定 (0 歳 児)	55	55	55	55	55
南	₿策	3 号 認 定 (1・2歳児)	265	265	265	265	265
	一過	2 号 認 定(3~5歳児)	△23	△29	△30	△19	△16
	B 不 (A) (C) (D)	3 号 認 定 (O 歳 児)	Δ7	Δ6	△5	△5	△4
		3 号 認 定 (1・2歳児)	5	6	7	9	11
	実	施 箇 所 数	7	7	7	7	7
	量の見込み@	2 号 認 定(3~5歳児)	329	318	313	312	316
		3 号 認 定 (O歳児)	48	48	47	47	46
		3 号 認 定 (1・2歳児)	187	191	189	187	185
	(確 提 _	2 号 認 定 (3~5歳児)	457	457	457	457	457
南	l 4보	3 号 認 定 (0 歳 児)	63	63	63	63	63
判		3 号 認 定 (1・2歳児)	280	280	280	280	280
	□ 不	2 号 認 定(3~5歳児)	128	139	144	145	141
		3 号 認 定 (O 歳 児)	15	15	16	16	17
	② 足	3 号 認 定 (1・2歳児)	93	89	91	93	95
	実	施 箇 所 数	7	7	7	7	7

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【事業概要】

子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点において、子どもやその保護者、妊娠している人が、教育・ 保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、支援していきます。

(か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確 保 方 策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2



(2) 延長保育事業。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、保育所や認定こども園で、通常の 開所時間の前後に保育を実施する事業です。

【現状】

(人・か所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数※	_	_	_	2, 194	2, 132
実施箇所数	41	41	41	42	42

※平成 23 年度までは実利用者数のデータなし。

【今後の方向性】

今後も市内の全保育所、認定こども園で実施します。

市域全体

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み@	2, 207	2, 205	2, 206	2, 207	2, 208
確 保 方 策 (提供量) ®	2, 207	2, 205	2, 206	2, 207	2, 208
過 不 足 (📵 一 🙆)	0	0	0	0	0
実施 箇所数	42	42	42	42	42

区域別

(人・か所)

EZ 44		T # 07 L #	- * 00 L ±	- * 00 <i>-</i> +	T * 00 L T	(人・か所)
区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込みの	319	317	313	312	318
西	確保方策(提供量)®	319	317	313	312	318
北	過 不 足 (📵 一 🙆)	0	0	0	0	0
	実施 箇所数	6	6	6	6	6
	量の見込みの	335	332	332	334	334
東	確 保 方 策 (提供量) ®	335	332	332	334	334
北	過 不 足 (0	0	0	0	0
	実施 箇所数	6	6	6	6	6
	量の見込みの	378	388	395	401	392
_	確 保 方 策 (提供量) ®	378	388	395	401	392
東	過 不 足 (B - (A)	0	0	0	0	0
	実施 箇所数	7	7	7	7	7
	量の見込みの	444	443	444	439	437
_	確 保 方 策 (提供量) ®	444	443	444	439	437
西	過 不 足 (0	0	0	0	0
	実施 箇所数	9	9	9	9	9
	量の見込みの	369	369	370	368	369
西	確 保 方 策 (提供量) ®	369	369	370	368	369
南	過 不 足 (B - (A)	0	0	0	0	0
	実施 箇所数	7	7	7	7	7
	量の見込みの	362	356	352	353	358
-	確 保 方 策 (提供量) ®	362	356	352	353	358
南	過 不 足 (📵 一 🙆)	0	0	0	0	0
	実施 箇所数	7	7	7	7	7

(3) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

(人・校)

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成 25 年度	平成26年度
入会	- 児童	 章数	1, 487	1, 463	1, 466	1, 470	1, 610	1, 664
定	員	数	1, 560	1, 540	1, 510	1, 490	1, 650	1, 695
施	設	数	24 (34 区画※)	24 (35 区画)	24 (35 区 画)	24 (35 区画)	24 (37 区画)	24 (39 区画)

※区画(専用区画)とは、遊び、生活を行うための部屋等を指します。



【今後の方向性】

放課後の児童の安全・安心な遊びや生活の場を確保し、一層児童の健全な育成に 努めます。また、受入児童については拡充していきます。

《平成 26 年度の定員と量の見込みの比較》

(人)

	区域	平成 26 年度 (定員)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
西	量 の 見 込 み	275	366	366	371	372	360
北	H26 定員 と の 差	_	Δ91	△91	△96	△97	△85
東	量 の 見 込 み	310	412	414	403	386	377
北	H26 定員 と の 差	_	△102	△104	△93	△76	△67
_	量 の 見 込 み	320	408	411	428	466	532
東	H26 定員 と の 差	_	Δ88	Δ91	△108	△146	△212
	量 の 見 込 み	290	409	382	365	354	349
西	H26 定員 と の 差	_	△119	△92	△75	△64	△59
西	量 の 見 込 み	270	362	349	340	332	326
南	H26 定員 と の 差	_	△92	△79	△70	△62	△56
	量 の 見 込 み	230	287	285	291	288	285
南	H26 定員 と の 差	<u> </u>	△57	△55	△61	△58	△55
市域	量 の 見込み	1, 695	2, 244	2, 207	2, 198	2, 198	2, 229
全体	H26 定員 と の 差	_	△549	△512	△503	△503	△534

市域全体

(人・校)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込みの	2, 244	2, 207	2, 198	2, 198	2, 229
確保 方策 (提供量) 📵	2, 027	2, 405	2, 405	2, 405	2, 460
過 不 足 (📵 一 🙆)	△217	198	207	207	231
実施 箇所数	24 (41 区画)	24 (55 区画)	24 (55 区画)	24 (55 区画)	24 (59 区画)

区域別

(人・校)

区域				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量	低	学 年	287	285	289	288	277
	の見込	高学	学 年	79	81	82	84	83
西西	み	合	計	366	366	371	372	360
北	確 (:	保 ブ 提 供 量	方 策 :) ®	205	410	410	410	410
	過	不 ® -	足 (A)	△41	44	39	38	50
	実	施酱	所 数	(7 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)
	量の	低	学 年	319	323	313	291	280
	見込	高学	学 年	93	91	90	95	97
東	み	合	計	412	414	403	386	377
北	確 (:	保 ブ 提 供 量	方 策 :) ®		425	425	425	425
	過 (不 ® -	足 (a)	△76	11	22	39	48
	実	施酱	所 数	(6 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)

								(人・校)
区域		,		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の	低 学	年	317	322	338	371	436
	見込	高 学	年	91	89	90	95	96
	み (<u>(</u>)	合	計	408	411	428	466	532
東	確 (保 方提供量)	策 ®	407	485	485	485	540
	過 (不 ® - @	足)	Δ1	74	57	19	8
	実	施 箇 所	数	4 (8 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	4 (10 区画)	4 (14 区画)
	量の	低 学	年	313	290	274	263	265
	見込	高 学	年	96	92	91	91	84
	み (8)	合	計	409	382	365	354	349
西	確 (保 方提供量)	策 ®	420	420	420	420	420
	過 (不 ® - @	足)	11	38	55	66	71
	実	施 箇 所	数	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)
	量の	低 学	年	279	269	259	253	250
	見込	高 学	年	83	80	81	79	76
西	み (8)	合	計	362	349	340	332	326
南	確 (保 方提供量)	策 ®	279	360	360	360	360
	過 (不 ® - ⊗	足)	△83	11	20	28	34
	実	施 箇 所	数	4 (6 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)	4 (9 区画)
	量の	低 学	年	220	217	227	223	221
	見込	高 学	年	67	68	64	65	64
	み ⊗	合	計	287	285	291	288	285
南	確 (保 方提供量)	策 ®	260	305	305	305	305
	過 (不 ® - ⊗	足)	△27	20	14	17	20
	実	施 箇 所	数	4 (5 区 画)	4 (8 区画)	4 (8 区画)	4 (8 区画)	4 (8 区画)

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ)と夜間養護等事業(トワイライトステイ)があります。

【現状】

(人日・か所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	57	137	100	169	163
実施箇所数	4	4	4	4	4

【今後の方向性】

施設の場所等、利用者の利便性について配慮しながら、引き続き、事業を実施していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込みの	380	382	380	376	371
確保 方策 (提供量) 📵	380	382	380	376	371
過 不 足 (📵 一 🙆)	0	0	0	0	0
実施 箇所数	4	4	4	4	4

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)●●●●●●●●●

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援の提供に結びつける事業です。

【現状】

(人・件)

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出	生数	*	1, 942	1, 969	2, 058	2, 058	1, 884
訪	問	数	1, 688	1, 730	1, 777	1, 767	1, 612

※各年4月1日から翌年3月31日の間の出生数。

【今後の方向性】

養育支援訪問事業等とも連携し、子育てを始める保護者の不安を軽減し、必要な 支援に結び付けるために、引き続き全戸訪問を実施します。

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	
確保 方策 (実施体制)	民生委員・児童委員 (69 人) に訪問員を委嘱。					

【事業概要】

育児不安の高い家庭等、子どもの養育が困難な家庭を保育士、保健師等が訪問し、適切な養育の実施を確保するための育児支援を実施します。また、出産前後の育児や家事の負担を軽減するため、市内の事業者に委託してヘルパーを派遣します。

【現状】

(人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
養 育 支 援 訪 問 人 数	59	72	76	76	85
育 児 援 助 ・家 事 援助事業利用者数	_	11	20	18	25
合 計	59	83	96	94	110

【今後の方向性】

母子保健訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問と連携し、子どもが適切に養育される環境の確保及び保護者の負担軽減を図るため、引き続き実施します。

(人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
量の	見込み	110	110	110				
(確 実 保	養育支援 訪問事業	実施体制: 14 人 実施機関: こども室(家庭児童相談室)、保健師が連携して実施。 委託団体: 5 団体						
体 方制 策	育児援助· 家事援助 事 業							

【事業概要】

乳幼児とその保護者が気軽に集える場所で、相互交流や子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

(人日・か所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	70, 328	91, 984	92, 111	118, 337	126, 691
実施箇所数	6	6	6	8	10

【今後の方向性】

平成 26 年度に各中学校区に1か所、市内全域で 12 か所の地域子育て支援拠点の整備が完了しました。今後とも事業の周知に努め、各施設の利用を促進していきます。

市域全体

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	178, 548	175, 284	174, 156	172, 920	171, 264
確 保 方 策 (実施箇所数)	12	12	12	12	12

区域別

(人日・か所)

区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
西	量の見込み	24, 936	25, 572	25, 416	25, 248	25, 032
北	確 保 方 策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
東	量の見込み	24, 360	23, 880	23, 724	23, 544	23, 340
北	確 保 方 策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
	量の見込み	46, 140	43, 224	43, 224	43, 260	43, 188
東	確 保 方 策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
	量の見込み	34, 896	34, 356	33, 936	33, 444	32, 868
西	確 保 方 策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
西	量の見込み	32, 712	32, 544	32, 352	32, 088	31, 692
南	確 保 方 策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2
	量の見込み	15, 504	15, 708	15, 504	15, 336	15, 144
南	確 保 方 策 (実施箇所数)	2	2	2	2	2

① 幼稚園の預かり保育

【事業概要】

幼稚園において、保護者の要請に応じて、通常の教育時間の前後や長期休業期間 中等に、在園児を預かる事業です。

【現状】

(人日・か所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数※	12, 774	14, 218	22, 845	24, 986	28, 254
実施 箇所数	8	8	8	8	8

[※]各年度において実績が判明している園のみ集計。

【今後の方向性】

共働き家庭において、通常の教育時間と併せて定期的な預かり保育の利用希望が 高いことから、今後も実施していきます。

市域全体

					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の	1	号	認	定	10, 789	11, 086	11, 088	10, 931	10, 740
り見る	2	号認	定札	目当	46, 315	47, 834	47, 936	47, 411	46, 451
込み	合	į	<u></u>	0	57, 104	58, 920	59, 024	58, 342	57, 191
確 (:	保提供		方 <u></u>	策 ®	60, 620	60, 620	60, 620	60, 620	60, 620
過 (₿	不 一	(A)	足)	3, 516	1, 700	1, 596	2, 278	3, 429
実	施	箇	所	数	8	8	8	8	8

区域別

(人日・か所)

区域			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量	1 号 認 定	2, 668	2, 591	2, 525	2, 466	2, 526
	見	2号認定相当	9, 463	9, 177	8, 942	8, 752	8, 977
西	込み	合 計 🙆	12, 131	11, 768	11, 467	11, 218	11, 503
北	確 (:	保 方 策提供量) 🛭	4, 880	4, 880	4, 880	4, 880	4, 880
	過 (不 足 ® - A)	△7, 251	△6, 888	△6, 587	△6, 338	△6, 623
	実	施 箇 所 数	1	1	1	1	1
	量	1 号 認 定	2, 517	2, 550	2, 542	2, 534	2, 478
	り見	2号認定相当	14, 259	14, 429	14, 380	14, 356	14, 067
東	込み	合 計 🙆	16, 776	16, 979	16, 922	16, 890	16, 545
北	確(:	保 方 策提供量) 🛭	21, 020	21, 020	21, 020	21, 020	21, 020
	過 (不 足 B - A)	4, 244	4, 041	4, 098	4, 130	4, 475
	実	施 箇 所 数	3	3	3	3	3
	量	1 号 認 定	2, 109	2, 414	2, 490	2, 490	2, 325
	見	2号認定相当	10, 164	11, 623	11, 988	12, 007	11, 229
	込み	合 計 🙆	12, 273	14, 037	14, 478	14, 497	13, 554
東	確 (:	保 方 策提供量) ®	18, 580	18, 580	18, 580	18, 580	18, 580
	過 (不 足 B - A)	6, 307	4, 543	4, 102	4, 083	5, 026
	実	施 箇 所 数	2	2	2	2	2

(人日・か所)

区域			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量	1 号 認 定	1, 627	1, 663	1, 672	1, 617	1, 589
	り見	2号認定相当	6, 915	7, 058	7, 091	6, 874	6, 765
	込み	合 計 🙆	8, 542	8, 721	8, 763	8, 491	8, 354
西	確(:	保 方 策提供量)®	7, 320	7, 320	7, 320	7, 320	7, 320
	過	不 足 ® - @)	Δ1, 222	△1, 401	△1, 443	Δ1, 171	Δ1, 034
	実	施 箇 所 数	1	1	1	1	1
	量	1 号 認 定	1, 243	1, 263	1, 264	1, 232	1, 223
	り見	2号認定相当	4, 528	4, 594	4, 598	4, 489	4, 467
西	込み	合 計 🙆	5, 771	5, 857	5, 862	5, 721	5, 690
南	確(:	保 方 策提供量)®	8, 820	8, 820	8, 820	8, 820	8, 820
	過 (不 足 ® - @)	3, 049	2, 963	2, 958	3, 099	3, 130
	実	施 箇 所 数	1	1	1	1	1
	量	1 号 認 定	625	605	595	592	599
	り見	2号認定相当	986	953	937	933	946
	込み	合 計 🙆	1, 611	1, 558	1, 532	1, 525	1, 545
南	確 (:	保 方 策提供量) 🛭	0	0	0	0	0
	過 (不 足 B - A)	△1, 611	△1,558	△1, 532	△1, 525	△1, 545
	実	施 箇 所 数	0	0	0	0	0

※通園バスの利用等により、在住区域外への通園が可能であるため、過不足については この限りではありません。

② 保育所等の一時預かり

【事業概要】

保護者に用事があるときやリフレッシュしたいとき、保育所、認定こども園で子 どもを一時的に預かる事業です。

【現状】

(人日・か所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数	6, 735	6, 487	5, 623	5, 368	5, 273
実施 箇所数	6	6	6	7	7

【今後の方向性】

利用実績は減少傾向ではあるものの、一定のニーズがあるため、今後も実施します。また、ニーズ量の高い区域については、隣接区域の施設で受け入れ、市域全体で対応します。

市域全体

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込みの	10, 809	10, 950	10, 984	10, 906	10, 692
確 保 方 策 (提供量) ®	14, 038	14, 038	14, 038	14, 038	14, 038
過 不 足 (📵 — 🙆)	3, 229	3, 088	3, 054	3, 132	3, 346
実施 箇所数	8	8	8	8	8

(人日・か所)

						(人日・か所)
区域		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	量の見込みの	1, 200	1, 196	1, 177	1, 161	1, 170
西	確 保 方 策 (提供量) ®	2, 440	2, 440	2, 440	2, 440	2, 440
北	過 不 足 (® - 🛭)	1, 240	1, 244	1, 263	1, 279	1, 270
	実 施 箇 所 数	1	1	1	1	1
	量の見込みの	670	668	664	661	652
東	確保方策(提供量)®	1, 220	1, 220	1, 220	1, 220	1, 220
北	過 不 足 (® - Ø)	550	552	556	559	568
	実施 箇所数	1	1	1	1	1
	量の見込みの	5, 062	5, 212	5, 294	5, 300	5, 122
	確 保 方 策 (提供量) ®	3, 234	3, 234	3, 234	3, 234	3, 234
東	過 不 足 (® - Ø)	△1, 828	△1, 978	△2, 060	△2, 066	Δ1, 888
	実施 箇所数	2	2	2	2	2
	量の見込みの	1, 769	1, 773	1, 767	1, 726	1, 698
	確保方策(提供量) ®	3, 572	3, 572	3, 572	3, 572	3, 572
西	過 不 足 (® - 🛭)	1, 803	1, 799	1, 805	1, 846	1, 874
	実施 箇所数	2	2	2	2	2
	量の見込みの	930	935	933	918	910
西	確保方策(提供量)®	2, 352	2, 352	2, 352	2, 352	2, 352
南	過 不 足 (® - 🛭)	1, 422	1, 417	1, 419	1, 434	1, 442
	実施 箇所数	1	1	1	1	1
	量の見込みの	1, 178	1, 166	1, 149	1, 140	1, 140
<u>+</u>	確 保 方 策 (提供量) ®	1, 220	1, 220	1, 220	1, 220	1, 220
南	過 不 足 (® - 🛭)	42	54	71	80	80
	実施 箇所数	1	1	1	1	1

※不足が生じている地域については、隣接地域での受入れにより対応します。

【事業概要】

保護者が就労等の理由で、病気や病気回復期の児童を保育できない際に、病院等に併設している保育施設で児童を預かる事業(病児対応型)、及び保育中に児童が体調不良となった場合に、保育所の医務室等において看護師が緊急的な対応等を図る事業(体調不良児対応型)です。

【現状】

(人日・か所)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
病 児 対 応 型 年延べ利用者数	1, 462	1, 636	1, 957	1, 778	1, 653
体調不良児対応型 年延べ利用者数	4, 093	2, 362	2, 230	2, 867	3, 308
合 計	5, 555	3, 998	4, 187	4, 645	4, 961
実施 箇所数	9	11	11	13	14

【今後の方向性】

平成27年度までの市立保育所の民営化を考慮した受入体制で実施します。

(人日・か所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込みの	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000
確保	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000
過 不 足 (📵 一 🙆)	0	0	0	0	0
実施 箇所数	16	16	16	16	16

(10) ファミリー・サポート・センター事業 • • • • • • • • • • • • • •

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かったり、保育所等への送迎を行う相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

(人日・人)

				平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年到	正べ雨	削用者	皆数	1, 485	1, 712	1, 655	1, 451	1, 973
依	頼	会	員	525	579	644	656	752
提	供	会	員	176	191	176	161	96
両	方	会	員	71	76	72	46	19

【今後の方向性】

支援体制を充実するため、引き続き、提供会員の講習会を実施するとともに、市民への事業の周知を図るなど、提供会員の確保に努めます。

(人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込みの	3, 114	3, 095	3, 083	3, 057	3, 070
確 保 方 策 (提供量) ®	3, 114	3, 095	3, 083	3, 057	3, 070
過 不 足 (🛭 – 🙆)	0	0	0	0	0

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

医療機関及び助産院における妊婦健康診査の受診に対し、最大 14 回まで費用の 一部を助成しています(他府県での受診も対象)。

【現状】

(件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ助成件数 (府内医療機関)	21, 842	21, 707	22, 821	23, 694	21, 389
年 延 ベ 助 成 件 数 (他府県医療機関)	737	1, 273	1, 277	1, 513	1, 455

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦健康診査費用の一部を助成していきます。

(人・件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度			
量対象人数の	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000			
見込み健診回数	28, 000	28, 000	28, 000	28, 000	28, 000			
確 保 方 策 (実施体制)	血灰灰蓝 自己实现 70 灰的							

第6章

計画の推進

1 市民及び関係機関等との連携

少子化や核家族化の進行により、子育て家庭の 孤立感や不安感が高まる中、子育てに関する市民 の多様なニーズに対応するため、身近な地域にお いて子育ての支援が受けられるよう、子育て経験 者等、地域の様々な子育てを支援する人材との連 携を図り、子育て支援を進めます。



(2) 関係機関等との連携 ● ● ●

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設、 小学校、その他子育てにかかわる関係機関等を含めて社会全体が連携することが必要です。

また、本計画に掲げる施策は、法律や制度に基づくものもあるため、国や大阪府 との連携も必要です。

本計画の実施にあたっては、関係機関等との連携を深め、情報の共有化を図りつつ、家庭・地域・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援にかかわる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、庁内関係部署を中心として具体的施策の進行状況について把握するとともに、「寝屋川市子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の実施状況について点検・評価し、これを公表します。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保方策」に大きな開きが見られる場合、中間年度(平成29年度)を目安として、計画の見直しを検討します。

寝屋川市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行:寝屋川市 保健福祉部 こども室

〒572-8533

大阪府寝屋川市池田西町 28番 22号

T E L : 072-838-0134 F A X : 072-839-6767

E-mail: kodomo@city.neyagawa.osaka.jp